

第2次

朝日町教育振興計画

(見直し版)

令和5年3月

山形県朝日町教育委員会

朝日町町民憲章

美しい自然をいかし豊かな住みよい町をつくるために、
私たちみんなの手でできた私たちのちかいです。

- 私たちは 郷土を愛しきれいな町をつくります。
水と空気と緑を大事に 生活環境をよくし 公共物を大切に
- 私たちは 教養を高め心ゆたかな町をつくります。
よく学び スポーツと芸術を愛し よい伝統と文化財を大切に
- 私たちは 仕事にはげみ活気ある町をつくります。
働くことにほこりを持ち 創意と健康につとめ 産業のさかえる町に
- 私たちは きまりを守り平和な町をつくります。
時間と約束を守り 生活のむだをはぶき 事故や災害のない町に
- 私たちは 互いに助けあいあたたかい町をつくります。
相手の身になり親切をつくし 年よりや子どもをいたわり 家庭を大切に

昭和 50 年 11 月 3 日制定

「生涯教育・学習の町あさひ」宣言

私たちは、美しい自然とあたたかい人情に
つつまれたこの町で、蜜のあふれるリンゴ
のように、芳醇な香りのワインのように、
豊かに、実りある暮らしをめざして学ぶこ
とを宣言します。

私たちは
生涯 よく学び、道を楽しみ
心豊かに生きることをめざします

私たちは
生涯 腕を磨き、技を練り
誇り高く生きることをめざします

私たちは
生涯 体を鍛え、よく遊び
たくましく生きることをめざします

平成 6 年 3 月 17 日 朝日町議会議決

朝日町学校教育指針

未来に生きる人間性豊かなたくまし
い児童生徒を育てるために、子ども
たちや町の特性を踏まえ、町民の願
いのもとにこれをつくった。

- 1 未来を切り拓く創造力と知性を
育てる
- 2 豊かな心と労を惜しまない態度
を育てる
- 3 スポーツや運動に親しみたくま
しい体を育てる
- 4 公共心を養い社会力を育てる
- 5 家庭愛・郷土愛と国際的視野を
育てる

昭和 55 年 3 月制定

平成 17 年 3 月改訂

はじめに

朝日町教育委員会は、平成30年3月に第2次朝日町教育振興計画を策定し、平成30年度からおおむね10年間を通して目指す本町教育の姿を示すとともに、この期間で取り組む主要施策と主な取組み等を示しました。計画では「ふるさと朝日町を想い 自信と誇りに満ち 未来を拓く人づくり」を基本目標に掲げ、6つの基本方針を示し、それぞれの施策に取り組んでまいりました。令和4年度が中間見直しの時期となります。

計画がスタートした平成30年度からの5年間のうち、後半3年間は激動の期間となりました。新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行です。令和2年度には全国一斉の休校措置が行われました。コロナ禍にあって、学校教育活動、生涯学習活動ともに、これまで行ってきた行事や事業が中止・延期あるいは大幅な制限が加えられる中での実施という急激な変化が起きました。また、新しい生活様式が導入されるなど、日常的な生活習慣も大きく変わりつつあります。一方、コロナ禍によってGIGAスクール構想が大幅に前倒しされ、令和3年4月からは、一人一台のタブレット端末が配置されました。十分な準備期間がない中での導入でしたが、積極的に授業に取り入れるなど学校教育が大きく変わる大事な場面にさしかかっています。このように、社会的な激動の中にあつて、教育をめぐる課題も大きな変化の中にあり、より多様化、複雑化しています。

一方、全国的に少子化が進む中にあつて、本町でも中長期的に児童・生徒数が減少していくことが見込まれます。併せて、学校施設の老朽化も進んでいくという状況にあります。第2次朝日町教育振興計画では、計画の中間見直しに合わせて「学校の在り方検討委員会（仮称）」を設置し、保護者や地域住民の声を生かしつつ、町内の学校の在り方について検討していくこととされています。これを受けて、朝日町教育委員会では「あさひまち未来の学校検討委員会」を立ち上げ、「朝日町の小中学校において、将来にわたって質の高い学校教育を維持するため、朝日町の子どもにとってどのような教育環境が望ましいか。」について議論を積み上げていただき、答申を受けました。

こうした社会環境や教育環境を取り巻く情勢の大きな変化の中で、国や県の教育改革の動向を踏まえ、本町の教育行政の方向性を示す第2次朝日町教育振興計画を見直す必要性が生じてきました。そこで、第2次朝日町教育振興計画の前半の取り組みの成果と課題を明らかにし、今後5年間（令和5年度から令和9年度）の取組みを総合的・計画的に推進するために「第2次朝日町教育振興計画（見直し版）」を策定いたします。

未来を担う子どもたちを、町民みんなの手で育み、基本目標に示す「ふるさと朝日町を想い 自信と誇りに満ち 未来を拓く人づくり」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

結びに、第2次朝日町教育振興計画（見直し版）の策定にあたり、ご意見を賜りました教育事務事業評価委員会並びに関係各位、町民の皆様から多大なご協力を賜りましてありがとうございました。深く感謝申し上げます。

令和5年3月

朝日町教育委員会教育長 堀 俊一

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定	3
5 計画の見直し	3
6 計画の進行管理	4
第2章 朝日町の教育の現状と課題	5
1 第2次朝日町教育振興計画（前期5年間）の成果	6
2 第2次朝日町教育振興計画（前期5年間）から引き継ぐ課題	7
3 朝日町の教育を取り巻く今後の課題	8
4 今後の学校の在り方について	8
第3章 朝日町の教育ビジョン	9
1 基本目標	10
2 基本方針	10
3 施策の体系	11
第4章 主要施策と主な取組み	12
【基本方針1】 家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する	
主要施策	
1 朝日町コミュニティ・スクールの推進 （家庭・地域・学校・行政の連携強化）	13
2 ふるさと朝日町への愛情を育む教育の推進	16
3 地域の教育力を高める取組みの推進	18
4 保小中連携・一貫の推進と交流促進	19
5 継続した特別支援教育の充実と推進	21
6 家庭教育の充実	22

【基本方針2】「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む

主要施策

- 7 「いのちの教育」の推進 23
- 8 豊かな心を育む教育の推進 25
- 9 たくましい体を育む取組みの推進 27

【基本方針3】社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する

主要施策

- 10 これからの社会を生き抜くための確かな学力の育成 28
- 11 グローバル化・情報化に対応した教育の充実 30
- 12 キャリア教育の推進 31
- 13 教職員研修の充実 32

【基本方針4】潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する

主要施策

- 14 公民館（地区・自治）活動の一層の充実 33
- 15 心豊かに生きるための生涯学習の充実 35
- 16 芸術文化活動の推進 36
- 17 郷土の宝を大切に活動の推進 38
- 18 団体活動への支援の充実 40

【基本方針5】心身の健康を育む生涯スポーツを推進する

主要施策

- 19 誰もが楽しめるスポーツの推進 42
- 20 競技力向上の取組みの推進 44
- 21 スポーツを通じた地域活性化活動の推進 45

【基本方針6】安心安全な教育環境づくりにつとめる

主要施策

- 22 安心して学習できる教育環境の整備 46
- 23 信頼される学校・教育行政の推進 49

第2次朝日町教育振興計画の目標指標 51

資 料 53

第1章

総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定
- 5 計画の見直し
- 6 計画の進行管理

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

全国的に、急速な少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティの弱体化、社会における情報化やグローバル化の動きなどに起因して、教育をめぐる環境も大きく変化しています。また、学校においては不登校やいじめ問題、地域においては家庭の教育力の低下や教育を支えてきた地域活動団体の高齢化など、たくさんの課題が見えてきています。

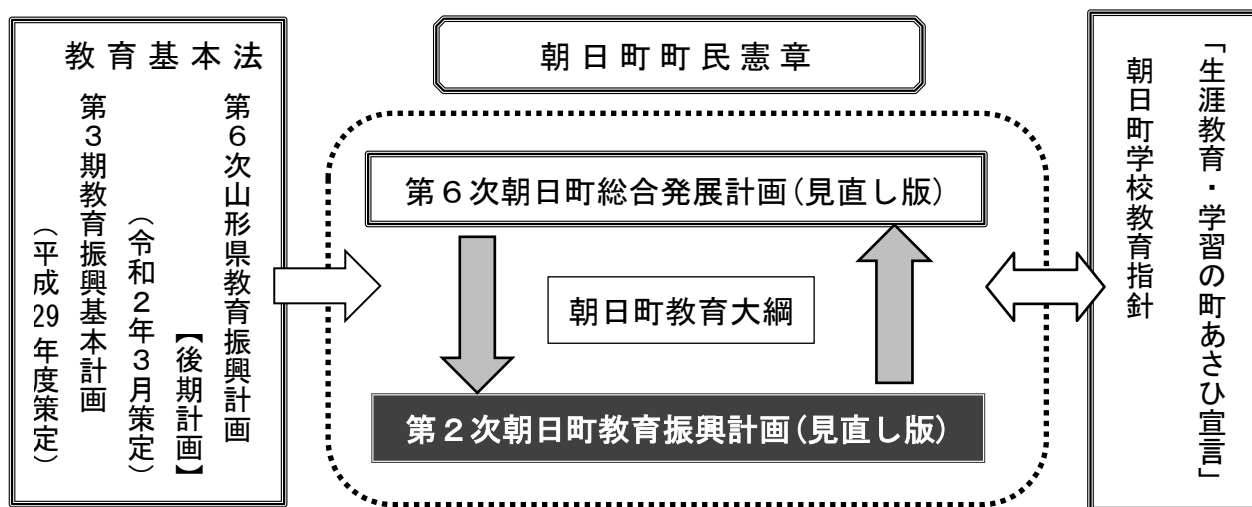
このような状況の中、国においては、平成29年3月に学習指導要領の改訂が行われ、更に、令和5年度から5年間に実施すべき教育上の方策を盛り込んだ、第4期教育振興基本計画の策定が行われております。また、山形県においては、平成27年度を初年度とする第6次山形県教育振興計画が、『人間力に満ち溢れ、山形の未来をひらく人づくり』を基本目標に策定されました。

本町においては、昭和55年3月に朝日町学校教育指針（平成17年3月改訂）を制定し、学校教育を進めてきました。また、昭和62年より全国に先駆けて生涯学習に取り組み、平成6年3月17日には、「生涯教育・学習の町あさひ」宣言が町議会において議決され、積極的に生涯学習を推進してきました。さらに、平成23年度を初年度とする第1次朝日町教育振興計画が策定され、本町の教育を支えてきました。

このような状況を踏まえ、令和5年3月に見直された第6次朝日町総合発展計画（見直し版）と整合性を図りながら、現状と課題を明確にし、学校教育と生涯学習の主体性を尊重しつつ、相互の関連性を深めながら、長期的展望に立った朝日町らしい教育振興の実行可能な具体策をつくることを基本としています。

2 計画の位置づけ

この計画は、朝日町教育行政全般の施策の展開を示すものであり、その施策の展開にあたっては、「第6次朝日町総合発展計画（見直し版）」との整合性を図り、国及び県の方針に沿い、実現をめざすものです。

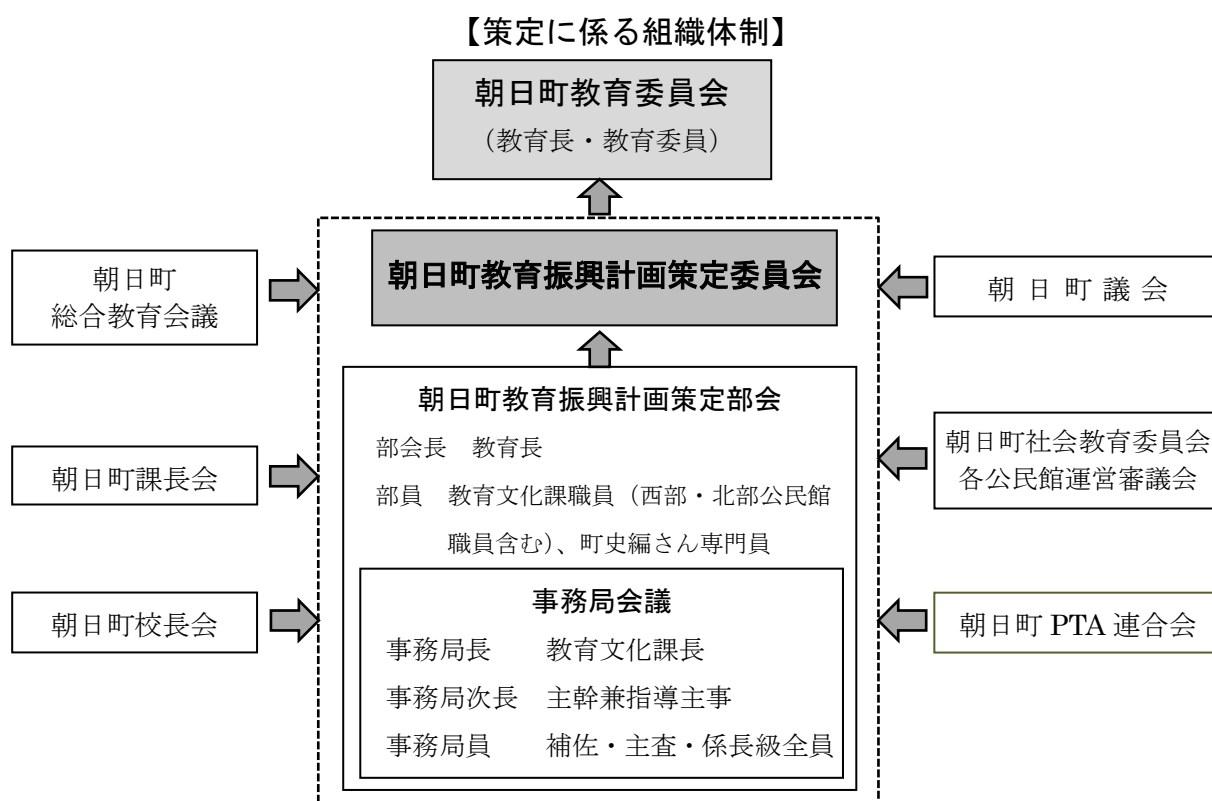


3 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度からおおむね 10 年間とします。

4 計画の策定

- (1) 教育委員会から諮問を受けた、策定委員会が策定にあたる。
- (2) 策定委員会の事務局は、教育委員会事務局からなる教育振興計画策定部会が担う。
- (3) 策定委員会で作成した原案は、町議会、町課長会、町校長会、町 P T A 連合会等関係部署や関係団体にも提示し、意見をいただき調整する。
- (4) 朝日町総合教育会議においても原案について協議を行う。
- (5) パブリックコメントを実施し、町民の意見を取り入れる。
- (6) 策定委員会から教育委員会へ答申を行い、教育委員会にて決定する。



5 計画の見直し

平成 30 年 3 月に第 2 次朝日町教育振興計画（以下「2 教振」という。）が策定されてからの間、国では小・中学校、特別支援学校、高等学校の学習指導要領が完全実施され、学校教育は大きな変革期に入りました。

さらに大きな変化をもたらしたものは、新型コロナウイルス感染症の拡大です。全世界で猛威をふるい続けている新型コロナウイルスは、社会のあらゆる面で急激な変化を起こしました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のひとつとして、GIGAスクール構想が一気に前倒しされ、1人1台端末を活用した授業のあり方、家庭学習での活用方法など、利活用が進展していく途中にあります。

また、少子化やニーズの多様化、学校の働き方改革等により、部活動の地域連携・地域移行が推進されはじめており、地域スポーツ・文化芸術環境の整備が必要となっています。

本町においては、2教振で一丁目一番地の主要施策に位置づけている「朝日町コミュニティ・スクール」が、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となり、地域総ぐるみで学校を支援する体制が整ってきています。

また、「地球にやさしい町宣言」に加え、持続可能な未来を実現するために行った「朝日町ゼロカーボンシティ宣言（令和2年10月）」や国連が定める17の世界目標SDGsに基づく環境教育に取り組む必要があります。

中間見直しに合わせた大きな検討事項である「今後の学校の在り方」については、「あさひまち未来の学校検討委員会」を立ち上げ議論を重ねてきました。

2教振の見直しにあたっては、第2次教育振興計画評価委員を委嘱し、前述した社会情勢の変化や教育を取り巻く環境の変化を踏まえながら、令和5年3月に見直しされた「第6次朝日町総合発展計画（見直し版）」との整合性を図り、前期5年間で取り組んできた成果と課題を反映した「第2次朝日町教育振興計画（見直し版）」を策定します。

6 計画の進行管理

- (1) 計画の進行管理は、主要な施策の評価などを通じて行います。
- (2) 評価に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、評価の結果を公表します。

第2章

朝日町の教育の現状と課題

- 1 第2次朝日町教育振興計画
（前期5年間）の成果
- 2 第2次朝日町教育振興計画
（前期5年間）から引き継ぐ課題
- 3 朝日町の教育を取り巻く
今後の課題
- 4 今後の学校の在り方について

第2章 朝日町の教育の現状と課題

1 第2次朝日町教育振興計画（前期5年間）の成果

第2次朝日町教育振興計画については、平成29年度に策定し、令和4年度に中間見直しを迎えましたが、その間、様々な施策を展開する中で次のような成果が見られました。

（1）【基本方針1】家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する

- ・全校に学校運営協議会を設置（平成30年度）し、各小学校においても地域学校協働活動本部も整備され、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となって進める「朝日町コミュニティ・スクール」の仕組みが整い、機能しはじめています。
- ・あさひ保育園から朝日中学校までの12年間を見通した「朝日町保小中連携・一貫教育に係る郷土学習カリキュラム」を策定（令和2年度）し、地域の協力を得ながら一貫した郷土学習に取り組むことで、探究的に学ぶ態度と郷土を愛する心を育むための実践を積み上げています。
- ・教育研究所に設置されている保小中連携推進部会を核にして、保育参観や授業参観を通じた保育士と教員の交流や研修会などにより保小中連携・一貫教育が進められています。
- ・特別教育支援アドバイザーを委嘱し、各学校への巡回や助言、研修会を通して、町教育支援委員会機能の強化や特別支援教育に関する教職員の資質向上につながっています。
- ・あさひ家庭教育学級や各学校における保護者研修会は、コロナ禍により計画通り実施できないこともありましたが、紙面によって情報提供するなど、工夫した取り組みを行っています。

（2）【基本方針2】「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む

- ・家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすことにより、遊びや自然体験活動、協働学習活動などの中で、他者との関わりを通じて自己有用感を育んでいます。
- ・子どもたちの健やかでたくましい体づくりのために、健康教育、食育、体育の振興に力を入れて取り組んでおり、特に、朝日町とミズノ株式会社の連携を生かしたスポーツ教室は、体育の振興に大きく寄与しています。
- ・不登校対策としてフリースペースを設置（令和4年度）し、人や社会とのつながりを持ち続けられるような取り組みを進めています。

（3）【基本方針3】社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する

- ・各学校では、学校研究のテーマを設定して授業改善に取り組むことで、探究型学習を推進しています。
- ・英語教育においてもあさひ保育園から朝日中学校までの12年間を見通した「英語学習CAN-DOリスト」を作成（令和2年度）し、ALT2人体制で保・小・中における英語教育に取り組んでいます。
- ・GIGAスクール構想に基づき1人1台端末環境を整備（令和3年度）するとともに各学

校にICT支援員を派遣するなど、ICT教育の充実に努めています。

- ・町教育委員会委嘱研究（2年間継続指定）を通して、各校の特色を生かした学校研究成果を発信することにより、各学校に実践が広められ、授業改善に役立てられています。

（4）【基本方針4】潤いある生活を楽しむ生涯学習を推進する

- ・町立公民館等が社会教育活動や生涯学習の拠点としての役割を果たしながら、自治公民館と連携し、区ごとの特色を生かした事業の展開を支援しています。
- ・学ぶ機会や多様な学びを提供するため、3地区の町立公民館が連携した各種講座の開催や新たなイベントを展開しています。
- ・図書館では創意工夫された行事が展開されるなど、町民に親しまれる図書館経営を行っています。
- ・コロナ禍において、学習成果を発表する場は減少しましたが、芸術文化・生涯学習団体が活動を継続できるよう支援しています。
- ・地域の方々の協力によって、文化財や伝統文化等の保存・伝承と子どもたちへの郷土学習が進められています。
- ・団体活動への支援では、活動の様子を町内外に発信するなど実効性のある周知方法を取り入れ、町づくりに積極的にかかわろうとする若者の団体やリーダーが、新規事業を立ち上げるなどの動きが広がっています。

（5）【基本方針5】心身の健康を育む生涯スポーツを推進する

- ・朝日ふれあいスポーツクラブや関係機関との連携により、生涯スポーツの推進が図られています。
- ・ミズノ株式会社との連携による一流スポーツ選手の講演会や小中学校を対象としたスポーツ教室などの特色ある事業を展開しています。

（6）【基本方針6】安心安全な教育環境づくりにつとめる

- ・快適な学習環境を確保するために、各施設における劣化診断調査とそれに基づく中長期修繕計画を策定し、小中学校すべての教室へのエアコンの設置やトイレの高機能化、創遊館の大規模改修など、計画的な施設整備を実施しています。
- ・各学校では学校評価を実施して結果を公表するとともに、学校だよりによる情報発信に努めるなど、社会に開かれた学校づくりに取り組んでいます。
- ・教育委員会の事務事業点検・評価を実施し、業務改善につなげています。

2 第2次朝日町教育振興計画（前期5年間）から引き継ぐ課題

第2次朝日町教育振興計画（前期5年間）では多くの成果を上げましたが、今後に引き継いでいく課題として、次のようなことがあります。

- （1）関係機関との連携をさらに強化し、学校を核とした新たな地域コミュニティ（スクール・コミュニティ）への発展
- （2）朝日町らしい体験活動を通じた自己有用感の一層の育成といじめ防止基本方針に

沿ったいじめの未然防止対策の強化

- (3) 1人1台端末環境を活用した授業づくりや家庭学習と保小中一貫した英語教育の推進
- (4) コロナ禍に応じた生涯学習活動への支援と幅広い学びの機会の提供
- (5) ウォーキングや NEW スポーツなども含め、スポーツに気軽に取り組める環境の整備とスポーツを通じた地域活性化策の再検討
- (6) 学校教育及び社会教育のいずれにおいても、すべての町民が安心して学べる快適で安全な教育環境の充実

3 朝日町の教育を取り巻く今後の課題

(1) 急速な少子高齢化と人口減少への対応

- ・少子化により、一定規模の集団での教育活動が制限され、競争心が希薄になることが懸念されています。
- ・若年層の減少に伴い、地域コミュニティの衰退が進み、地域の文化等の継承が困難になっています。

(2) 社会のグローバル化、情報化への対応

- ・グローバル化が進む社会や経済に対応できる英語教育、国際理解教育の充実が求められています。
- ・情報化社会の進歩に伴い、ICT機器を活用した学習の充実、情報モラル教育、プログラミング教育等の推進が必要となってきます。

(3) 学習指導要領（平成29年3月公示）への対応

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現。
- ・「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の実現。
- ・「資質・能力」の三つの柱（①何を理解しているか、何ができるか ②理解していること・できることをどう使うか ③どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか）の育成。
- ・外国語教育、道徳教育の充実。

4 今後の学校の在り方について

2教振の中間見直しに合わせて設置した「あさひまち未来の学校検討委員会」の答申内容を踏まえ、これまでの保小中連携をさらに発展させ、朝日町の特色を生かした魅力的な学校教育にしていくため、現在の3つの小学校と1つの中学校をひとつにして義務教育9年間を一貫した教育目標のもとで行われる「施設一体型義務教育学校」を創設し、令和10年度の開校を目指します。

また、既存の学校施設の在り方について検討していきます。

第3章

朝日町の教育ビジョン

- 1 基本目標
- 2 基本方針
- 3 施策の体系

第3章 朝日町の教育ビジョン

1 基本目標

第2章に示した本町の教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、併せて、今後の予測が難しいと言われる社会の変化に対応すべく、本計画における基本目標を次のように定めます。

ふるさと朝日町を想い
自信と誇りに満ち
未来を拓く
たくましい人づくり

2 基本方針

この基本目標を実現するために、今後10年間を見通した朝日町の教育の基本方針として、次の6つを定めます。

【基本方針1】

家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する

【基本方針2】

「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む

【基本方針3】

社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する

【基本方針4】

潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する

【基本方針5】

心身の健康を育む生涯スポーツを推進する

【基本方針6】

安心安全な教育環境づくりにつとめる

3 施策の体系

基本目標

基本方針

主要施策

主な取組み

ふるさと朝日町を想い 自信と誇りに満ち 未来を拓くたくましい人づくり

【基本方針1】
家庭・地域・学校が協働し、
きらりとひかる学校・
地域づくりを推進する

【基本方針2】
「いのち」を尊重し、
豊かな心とたくましい
体を育む

【基本方針3】
社会の変化に対応し、
未来を拓く確かな
力を育成する

【基本方針4】
潤いのある生活を
楽しむ生涯学習を
推進する

【基本方針5】
心身の健康を育む
生涯スポーツを
推進する

【基本方針6】
安心安全な教育環
境づくりにつとめる

- 1 朝日町コミュニティ・スクールの推進
(家庭・地域・学校・行政の連携強化)
- 2 ふるさと朝日町への愛情を育む教育の推進
- 3 地域の教育力を高める取組みの推進
- 4 保小中連携・一貫の推進と交流促進
- 5 継続した特別支援教育の充実と推進
- 6 家庭教育の充実
- 7 「いのちの教育」の推進
- 8 豊かな心を育む教育の推進
- 9 たくましい体を育む取組みの推進
- 10 これからの社会を生き抜くための確かな学力の育成
- 11 グローバル化・情報化に対応した教育の充実
- 12 キャリア教育の推進
- 13 教職員研修の充実
- 14 公民館(地区・自治)活動の一層の充実
- 15 心豊かに生きるための生涯学習の充実
- 16 芸術文化活動の推進
- 17 郷土の宝を大切にす活動の推進
- 18 団体活動への支援の充実
- 19 誰もが楽しめるスポーツの推進
- 20 競技力向上の取組みの推進
- 21 スポーツを通じた地域活性化活動の推進
- 22 安心して学習できる教育環境の整備
- 23 信頼される学校・教育行政の推進

学校運営協議会制度の導入
地域学校協働活動の実施
子どもの育ちを支える体制の強化
きらりとひかる(特色ある)学校づくり推進
多様な体験活動の充実
エコミュージアムとの連携による郷土学習の推進
環境教育の推進
地域活動・ボランティア活動への支援
自治公民館活動への活動支援
町立公民館を核とした地域活動の充実
青少年健全育成のための取組みの推進
目指す「あさひっ子」の姿を共有する取組みの推進
保小中一貫カリキュラムの研究開発
園児・児童・生徒の交流、合同学習の促進
小1プロブレムや中1ギャップへの対応
特別支援教育の充実
保小中連携による継続的な支援・指導の充実
教職員の研修の充実
家庭教育の充実、親への学習機会の提供
次代の親としての意識の醸成
自己有用感を育てる「いのちの教育」の推進
道徳教育の充実
いじめ防止に向けた取組みの充実
安心して過ごせる居場所づくり
体験活動の充実、読書活動の推進
芸術文化活動への参加促進、発表の場の提供
健康教育の充実
体力向上に向けた取組みの充実
食育の推進、安全・安心の学校給食の提供
探究型学習の視点からの授業改善の取組み
各種検査・調査の有効活用
個を伸ばすきめ細やかな指導の充実
生活リズムの構築と学ぶ習慣の定着
保小中一貫の外国語活動・外国語教育の推進
国際理解教育の推進
ICT教育の推進、情報モラル教育の充実
体系的なキャリア教育の推進
実体験を通じた勤労観や職業観の育成
社会的・職業的自立に必要な能力の育成
町教育研究所の研修の充実
学校経営の見直しと研修体制の確立
他機関との連携による教員の指導力向上
町立公民館を拠点とした学びの充実
自治公民館の活動に対する支援の強化
社会教育・生涯学習関係職員の研修
人生のステージにあった学びの場の創出
町民の声を生かした事業・講座の検討・実施
図書館機能の充実
芸術文化活動団体等への活動支援
町芸術文化祭の開催
創遊館等町有施設の有効活用
文化財の保護、保存と活用
伝統文化等の郷土の宝の保存・伝承
生涯学習団体等への活動支援
ボランティア団体等の育成支援
生涯スポーツの推進と環境整備
健康福祉課との連携による健康運動の普及
競技団体、スポーツ少年団及び部活動への支援
指導者の養成・確保
関係団体との連携による各種大会の開催
本物に触れる機会の創出
ミスノとの連携によるスポーツイベントの開催
スポーツを通じた地域交流推進事業の展開
安心して学べる教育環境の整備
子どもたちの安全を守る体制の充実
教育を受ける機会の確保
保護者の負担軽減のための取組み
生涯学習環境及びスポーツ環境の整備
社会に開かれた学校・教育課程の推進
学校職員の資質向上とゆとり創造の推進
教育委員会機能の充実
学校経営及び教育行政の点検・評価

第4章

主要施策と主な取組み

【基本方針1】

家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する

【基本方針2】

「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む

【基本方針3】

社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する

【基本方針4】

潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する

【基本方針5】

心身の健康を育む生涯スポーツを推進する

【基本方針6】

安心安全な教育環境づくりにつとめる

※第2次朝日町教育振興計画の目標指標

第4章 主要施策と主な取組み

【基本方針1】

家庭・地域・学校が協働し、
きらりとひかる学校・地域づくりを推進する

朝日町では平成30年度に全校に学校運営協議会（赤りんご）を設置し、各小学校においても地域学校協働本部（青りんご）が整備され、この2つの組織が両輪となり「朝日町コミュニティ・スクール」として、子どもたちの教育に関わり、大きな成果を上げています。いつでも声がけできる、地域みんなで子どもを育てる環境など、これらのことは朝日町の教育の強みとなっています。

しかしながら、少子高齢化が進み、地域の活力が衰退する中で、地域に根差した教育活動を維持していくことが難しくなっています。

このようななか、国のGIGAスクール構想により、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する動きが加速しました。

子どもの数が減少するなか、世代間の交流促進や、地域みんなで子どもの教育に関わる体制の強化は不可欠であり、ICT機器の利活用を工夫しながら児童・生徒・教師の力を最大限引き出し、朝日町らしい、小さくても「きらりとひかる学校」「きらりとひかる地域」を実現するためにも、家庭・地域・学校・行政が同じ方向を目指していく必要があります。

そして関係機関との連携がさらに促進され、学校を核とした新たな地域コミュニティ（スクール・コミュニティ）に発展していくことが期待されます。

主要施策1 朝日町コミュニティ・スクールの推進 （家庭・地域・学校・行政の連携強化）

◇現状と課題

各学校では、地域の宝（人材、自然、歴史文化等）を生かした特色ある学習・活動が、総合的な学習の時間や特別活動等において展開されており、地域との関わりが子どもの学びを深めています。また、子どもたちは地域行事などにも積極的に参加しており、異年齢の子どもや各世代の地域の人々と多くかかわりながら成長しています。

しかし、学校教育だけで、これらの活動を推進していくことは難しくなっており、より一層家庭や地域と連携・協働して、子どもたちの学びを支えていくことが必要となってきています。

朝日町では、関係機関との連携が促進され、学校と地域のつながりを組織的なものにするために、学校運営協議会*1と地域学校協働活動*2を両輪とした「朝日町コミュニテ

ィ・スクール」を推進し5年目を迎えました。町内各小・中学校におけるコミュニティ・スクールの活動も伸長期に入り、成果と課題をもとに一層の推進・充実が求められています。

◇主な取組み

(1) 学校運営協議会制度の導入による学校支援体制の充実

- ① 学校運営協議会において、学校の教育目標と経営方針を共有し、学校と地域住民が協力しながら子どもたちの成長を支えます。
- ② テーマを設けた熟議*³等を通して、学校をめぐる諸問題に対して、地域とともに解決を目指す体制の充実を図ります。

(2) 地域学校協働活動を中心に地域の協力で子どもの学びを支援

- ① 地域学校協働活動を実施し、学校運営協議会と連携しながら、具体的な活動・支援を行います。
- ② 地域コーディネーター*⁴及び地域学校協働活動推進員*⁵を配置し、学校と地域の連携強化を図り、情報を発信するとともに、たくさんの地域住民が学校ボランティアとして、学校に足を運べるように人財の発掘、育成に取り組みます。

(3) 地域総ぐるみで子どもたちの育ちを支える体制の強化

- ① 地域住民の協力で実施する放課後子ども教室*⁶の充実を図り、放課後の子どもの見守りはもちろんのこと、体験講座等の工夫により、放課後児童クラブとの連携を強化します。
- ② 子どもの登下校を見守る地域見守り隊の活動など、地域における子どもの見守り活動を強化し、子どもたちの安全と育ちを支えます。
- ③ 「あさひ教育の日」を推進・啓発するため、朝日町青少年育成町民大会において講演会等を実施し、子どもたちの育ちを地域総ぐるみで支える地域教育力の向上を図ります。

(4) 家庭・地域との連携強化できらりとひかる学校づくりの推進

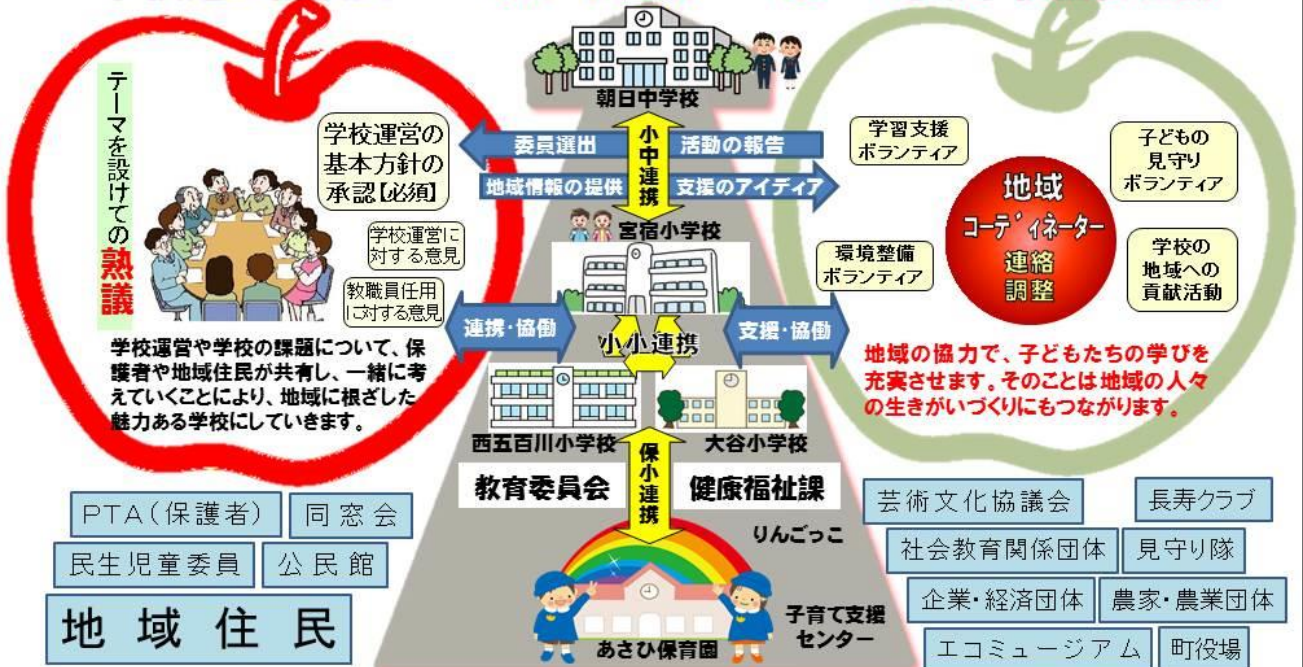
- ① 学校運営協議会と地域学校協働活動を両輪とし、地域コーディネーターを核とした、「朝日町コミュニティ・スクール*⁷」を推進し、きらりとひかる学校づくりを展開します。
- ② 各学校が地域と連携しながら特色ある教育活動を実施し、県内に誇れる学校を目指します。
- ③ 学校と家庭・地域が課題を共有し、知恵を出し合いながら、朝日町だからできる魅力ある教育を進めます。

朝日町コミュニティ・スクールのイメージ

学校運営協議会

保小中連携・一貫

地域学校協働活動



家庭・地域・学校が総ぐるみで子どもたちの成長を支えます!

*** 1 学校運営協議会 :**

保護者や地域住民、校長等から構成されるもので、地域住民がより主体的に学校運営に関わることができる仕組み。

*** 2 地域学校協働活動 :**

幅広い地域住民等の協力を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

*** 3 熟議 :**

多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、解決策が洗練され、個々人が納得して自分の役割を果たすようになるという話し合いのプロセスのこと。

*** 4 地域コーディネーター :**

学校教育活動への学校ボランティアや教育プログラム等の導入にあたり、学校と関係機関、地域住民との連絡調整を行うなど、実質的な運営を担う地域人材。

*** 5 地域学校協働活動推進員 :**

地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割。

*** 6 放課後子ども教室 :**

すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組み。朝日町では、平日放課後に西五百川小、宮宿小、大谷小にそれぞれ開設している。（文部科学省関連事業）

*** 7 朝日町コミュニティ・スクール :**

学校運営協議会と地域学校協働活動を両輪とし、保小中連携・一貫を軸として進める朝日町独自のコミュニティ・スクールの形。上の図のような仕組みの中で進めていく。

主要施策2 ふるさと朝日町への愛情を育む教育の推進

◇現状と課題

本町には、豊かな自然、先人が築き上げた歴史や文化、そして、教育に対する情熱あふれる地域性があり、教育環境に恵まれています。令和2年度に策定した「朝日町保小中連携・一貫教育に係る郷土学習カリキュラム」に基づき『未来を拓くたくましいあさひっ子』をめざし、12年間一貫して郷土学習に取り組み、探究的に学ぶ態度と郷土を愛する心を育む教育を実践しています。実践を重ねながら、カリキュラムをより良いものへと更新していくことが大事です。

また、朝日町立義務教育学校（仮称）に受け継ぐべき学習内容を整理し、開校までに新カリキュラムを開発する必要があります。

一時的に朝日町を離れても、故郷を思い出し、ふるさと朝日町を誇りと思えるように、中学校卒業までにふるさと朝日町のよさを感じることが出来る学習や体験の機会を、数多く提供することが大切になります。

◇主な取組み

（1）地域の人々とのかわり学び、郷土学習・体験活動の充実

- ① これまで、地域の協力を得て行ってきた体験活動を「郷土学習カリキュラム」にまとめ、より一層の活用・充実を図っていきます。
- ② 地域コーディネーター及び地域学校協働活動推進員を配置し、地域や民間との協働による新たな活動にも積極的に取り組みます。
- ③ 創設する朝日町立義務教育学校（仮称）に受け継ぐべき学習内容を整理し、開校までに新郷土学習カリキュラムを開発します。

（2）地域で活動する様々な団体や事業との連携による郷土学習の推進

- ① NPO 法人朝日町エコミュージアム協会、朝日町芸術文化協議会の加盟団体、女性文化教室の参加団体並びに、町立公民館等における各種事業への協力団体との連携により、多様な郷土学習を推進します。
- ② 「朝日宝物がたり」やエコミュージアム協会作成の「朝日町エコミュージアムかるた」を活用して、郷土学習を推進します。
- ③ 地域学校協働活動推進員が窓口となり地域学校協働本部と連携することで、地域で活動する様々な団体との協働による郷土学習を支援します。

（3）環境教育の推進

- ① 町内の小学4年生全員を対象として、緑の少年団を組織し、自然に親しみ、緑を守り育て、環境を大事にする態度を育成するとともに、環境を守る活動を推進します。
- ② 世界で唯一の空気神社がある町、ゼロカーボンシティ宣言をした朝日町の一員として、空気の恩恵に感謝する心を育み、自らが環境問題を意識した行動ができる態度を涵養します。
- ③ 各校におけるSDGs*に関する学習活動を推進します。

(4) 地域活動・ボランティア活動への支援

- ① 子ども会などの地域活動を推進するために、指導者研修会などを実施し、支援していきます。
- ② 各学校及び各種団体における資源回収、ボランティア活動（エコ、福祉等）の推進を支援していきます。
- ③ 地域青少年ボランティアサークル「きらり(中学生)」や「JOKER(高校生以上)」の活動を積極的に支援します。

*** SDGs (Sustainable Development Goals) :**

持続可能な開発目標のことであり、2015年9月に国際連合において「誰一人取り残さない」ことを目標に、世界中の人々がそれぞれの考えを尊重しながら、幸福で生活することができる社会の実現を目指すため、2030年を期限とする17の目標

主要施策3 地域の教育力を高める取組みの推進

◇現状と課題

本町は町立公民館として、中央公民館と3つ（中部・北部・西部）の地区公民館があり、それらを中心として、それぞれの自治公民館活動が活発に行われ、生涯学習及び地域活動を支えてきました。その活動の状況は、他の市町村にも誇れるものです。また、青少年の健全育成のための取組みも、関係機関の連携のもと活発に行われております。

しかしながら、高齢化や人口減少のため、今後の自治公民館活動の維持が難しくなっていくと予想されます。さらにコミュニティ・スクールの実施に伴い、地域住民がこれまで以上に学校の教育活動を支え、子どもたちとの関わりを持つことを求められるようになります。

そんな中で、本町の特長である自治公民館の活動を維持・向上させるために、町立公民館における支援体制を整え、地域全体の教育力を高めていくことが、きらりとひかる地域づくりにつながると考えられます。

◇主な取組み

(1) 自治公民館活動に対する活動支援

- ① 公民館長・主事等を対象とした研修の充実を図るとともに、自治公民館研修等共催支援事業、自治公民館報発行奨励事業を継続し、自治公民館活動の活性化を図ります。
- ② 朝日町自治公民館整備事業補助金交付規程に基づき、自治公民館の維持・改修等に対して支援を行います。

(2) 町立公民館を核とした地域活動の充実

- ① 関係機関、団体と連携しながら、地域住民に対する学びの機会および実践の場の提供を積極的に行います。
- ② 町立公民館の職員の研修機会を設け、資質向上を図り、自治公民館活動を支援し、町立公民館活動の充実を図ります。
- ③ 青少年、成人、高齢者などライフステージに合わせた学びの機会を提供します。
- ④ 女性文化教室など、女性が活躍する場の一層の充実を図るとともに、老若男女の区別なく学ぶ機会の提供について検討し、実施を目指します。
- ⑤ 地域住民が、企画・運営から積極的に参画できるような、新たな学びの場について検討し、実施を目指します。

(3) 青少年健全育成のための取組みの推進

- ① 朝日町青少年育成町民会議、子ども会育成会、各校PTAなどの関係団体と連携して、子どもたちの健全育成を目指した活動の充実を図ります。
- ② 地域青少年ボランティアサークル「きらり(中学生)」や「JOKER(高校生以上)の活動を積極的に支援します。【再掲2-(4)-③】
- ③ 各校におけるSDGsに関する学習活動を推進します。【再掲2-(3)-③】

主要施策4 保小中連携・一貫の推進と交流促進

◇現状と課題

小1プロブレム^{*1} や中1ギャップ^{*2} の解消のために、幼保小中の連携が重要とされていますが、本町においても、保育園1園、小学校3校、中学校1校の現体制の中で、平成26・27年度に、山形県の幼保小連携推進モデル開発プロジェクト事業を受けました。また、それを引き継ぐ形で、平成28年度からは町教育研究所に保小中連携推進部会を立ち上げ、保小中連携・一貫について研究してきました。

子どもの学びの連続性を保証するためにも、また、特別な支援を要する子どもへのサポート体制を強化するためにも、保小中連携・一貫のより一層の充実が求められています。

◇主な取組み

(1) 目指す「未来を拓くたくましいあさひっ子」の姿を家庭・保育園・学校・地域が共有する取組みの推進

- ① 目指す「未来を拓くたくましいあさひっ子」の姿を共有し、発達段階に応じた目指す姿をもとに、それぞれの立場で子どもに接し、地域全体で見守る風土づくりを進めます。

(2) 職員の協働による保小中一貫カリキュラムの研究開発

- ① 教職員、保育士の交流を促進し、共通理解のもとで朝日町の子どもたちの成長を支えています。授業参観や情報交換、研修会なども行っていきます。
- ② 小学校職員と、放課後子ども教室及び放課後児童クラブ^{*3} の指導者の連携を密にし、共通理解を図りながら指導に当たります。
- ③ 外国語活動・外国語教育、生活科・総合的な学習の時間において、作成した保小中一貫カリキュラム(「英語学習 CAN-DO リスト」及び「郷土学習カリキュラム」)を活用しながら、実践していきます。

(3) 園児・児童・生徒の交流と合同学習の促進

- ① 保育園・小学校・中学校の園児・児童・生徒間の交流活動を積極的に推進します。
- ② 3小学校児童による遠足、宿泊学習、修学旅行の合同実施を支援します。

(4) 小1プロブレムや中1ギャップへの対応

- ① 保育園におけるアプローチカリキュラム^{*4} と、小学校におけるスタートカリキュラム^{*5} を充実させます。
- ② 保小中のスムーズな接続を図るため、保小連携、小中連携を充実し、子ども一人ひとりの指導等についてしっかりと引き継ぎを行います。

***1 小1プロブレム：**

小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活になじめず、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態になり学習や学級運営に支障がある状況。

***2 中1ギャップ：**

小学生から中学生になると、教科担任制や部活動が実施され、そうした学習や生活環境の変化になじめず、生徒の学習意欲の低下、不登校、問題行動が増加する現象。

***3 放課後児童クラブ：**

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供。いわゆる学童保育のことで、朝日町には、りんごっこクラブが設置されている。(厚生労働省関連事業)

***4 アプローチカリキュラム：**

幼児期における遊びの中の学びが、小学校の学習や生活に、生きて働くことができるよう工夫された 保育所、幼稚園年長児後半(5歳児9月～3月)のカリキュラム。

***5 スタートカリキュラム：**

小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を 発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

主要施策5 継続した特別支援教育の充実と推進

◇現状と課題

山形県教育委員会では、平成30年に策定した「第3次山形県特別支援教育推進プラン」において、切れ目ない支援によって障がいのある子どもの自立と社会参加をめざす特別支援教育が推進されています。

本町においても、保育園及び各小中学校において、特別な支援を要する子どもに対して、個別の教育支援計画や指導計画を作成したり、学習生活指導員を配置したりするなどして、個に応じた指導・支援を行ってきました。また、町教育研究所及び各学校において、特別支援教育に関する教職員の研修を積極的に実施し、指導力を高めてきました。

さらに、平成28年4月より施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）」により、合理的配慮^{*1}の提供が義務付けられるなど、特別支援教育の充実が喫緊の課題となっています。

また、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもだけでなく、発達障がいなどにより、特別な支援を要する通常学級に在籍する子どもに対する支援・指導を含め、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細やかな対応や支援を行っていくことがさらに必要とされています。

◇主な取組み

（1）特別支援教育の充実

- ① インクルーシブ教育システム^{*2}の考え方を踏まえた、特別支援教育について、保護者の理解を促進するため、関係機関と連携して周知・啓発を図ります。
- ② 障がいのある児童生徒に対する理解を促進するため、個々の特性に応じた交流及び共同学習を推進します。

（2）保小中連携による継続的な支援・指導の充実

- ① 町教育支援委員会の機能強化を図り、関係機関と連携しながら、特別な支援を要する子どもを継続的に支援・指導していきます。
- ② 個別の支援計画、指導計画を作成し、保小間及び小中間での引き継ぎをスムーズに行うとともに、校内支援体制を強化し、保護者との連携を図りながら支援・指導を行っていきます。

（3）教職員の専門性の向上のための研修の充実

- ① 町教育研究所及び各学校・保育園において、特別支援教育に関する研修を充実させるとともに、県教育委員会などで実施される研修会への参加を促進します。
- ② 町特別支援教育アドバイザーを委嘱し、各校に対する助言や指導を行い、教職員の専門性向上を図ります。

*1 合理的配慮：

障がいのある人が日常生活や社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

*2 インクルーシブ教育システム：

共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。

主要施策6 家庭教育の充実

◇現状と課題

「家庭教育は教育の原点である。」と言われます。本町においても、各学校や保育園と協力して、保護者に対して様々な学習機会を設け、家庭の教育力向上に取り組んできました。また、基本的な生活習慣の定着、家庭でのコミュニケーションの向上を図るために、朝日町PTA連合会などと連携して生活キャンペーンを行い、効果を上げてきました。

現代社会においては、核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域や周りの人々とのつながりが希薄化するなど、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育てや家庭教育に、不安や悩みを抱える保護者も少なくありません。

国では「こども家庭庁」を令和5年4月に設置するなど、子育てや家庭教育に関する子ども政策をこれまで以上に重要視しています。これらの動向を踏まえ、様々な課題を解決していくためにも、健康福祉課など関係機関と連携しつつ、家庭の教育力の向上に取り組んでいけるように、社会全体で機運を高めることが大切になってきます。

◇主な取組み

(1) 教育の原点である家庭教育の充実

- ① 目指す「未来を拓くたくましいあさひっ子」の姿に、家庭教育の項目を設け、保護者も目指す姿を共有しながら、子育てや家庭教育を実践できるようにします。
- ② 乳幼児健診の機会に、町立図書館や読み聞かせサークルとの連携で、ブックスタート事業を継続していきます。これをきっかけに、読育*を推進します。
- ③ 町PTA連合会等と連携し、基本的な生活習慣の改善を図るための生活キャンペーンの見直しを図ることや、親子読書の推進を図ります。
- ④ 子育てや家庭教育について、気軽に相談できる機会を設定します。
- ⑤ 子どもの年代に応じた親同士の情報交換や交流の場を設けます。

(2) 子どもの発達に応じた親への学習機会の提供

- ① 家庭の教育力の向上のために、あさひ保育園におけるあさひ家庭教育学級や「家庭教育通信」等のチラシ広報の発行、各学校におけるやまがた子育て講座等を活用し、保護者の学習機会を提供します。
- ② 健康福祉課・子育て支援センターなどと連携して、パパ・ママを対象とした講座を開設し、親としての心構えなどを学べるようにします。
- ③ 発達障がい等について、保護者の学ぶ機会を提供します。

(3) 次代の親としての意識の醸成

- ① 中高生が将来の自分のあり方を考え、将来、親になったときの自覚を育てるために、子育て支援センターなどと連携して、中高生を対象としたパパ・ママ体験事業を実施します。
- ② 各校において、発達段階に応じた性といのちの教育の推進を図ります。

* 読育（どくいく）：学校と家庭・地域が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくこと。

【基本方針 2】

「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む

これまで朝日町では、学校・家庭・地域が連携して、「いのちの教育」を推進してきました。それぞれの取組みにより、自他のいのちを大切にする心や、思いやりの心を育んできました。

自尊感情や自己有用感の育成については、学校・家庭・地域それぞれに取り組んできたものの、連携した取組みはあまり行われてきませんでした。これからも、自尊感情や自己有用感の育成のために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、「いのちの教育」を推進していくことが必要になってきます。

そのために、保育園においては道徳性の芽生えを大切にするとともに、小・中学校においては「道徳」の時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じながら、学校の教育活動全体を通じて道徳心を培います。

豊かな心とたくましい体は、これからの社会を生き抜くための基盤となるものです。これまでも、地域の協力を得て、様々な体験活動や読書活動及び芸術文化活動などを行い、豊かな感性を磨いてきました。また、健やかな体を育むために不可欠な、規則正しい生活や食生活について、家庭と連携しながら推進してきました。

生涯にわたり健康で豊かに生活を送るためにも、体力の維持向上が大切であり、また、粘り強く何事にも挑戦する心を育むうえでも、たくましい体をつくることが不可欠となってきます。学校のみならず、地域や行政が連携して、運動・スポーツ好きな子どもを育てていくことが求められています。

主要施策 7 「いのちの教育」の推進

◇現状と課題

第1次教育振興計画においては、「いのち」をキーワードとして、道徳教育を中心に、規範意識や道徳心・自尊感情の醸成などに努めてきました。学校だけでなく、家庭や地域とも連携した「いのち」を大切にする体験活動も積極的に行われ、町全体として「いのちの教育」の推進に取り組んできました。

近年、いじめや不登校などが社会問題化し、この問題への対応は学校における最重要課題の一つになっています。平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定され、また、平成29年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインなども示されています。町教育委員会及び各学校においても、「いじめ防止基本方針」を策定し、子どもに寄り添う指導が行われております。また、平成30年度から「特別の教科 道徳」が新設され、「考え、議論する道徳」を目指し、道徳教育の充実も求められています。

このような状況の中で、自己有用感の育成のために学校・家庭・地域が連携して、「いのちの教育」を推進していくことはより一層大切になってきます。

◇主な取組み

(1) 自己有用感を育てる「いのちの教育」の推進

- ① 家庭・学校・地域が一体となって、子どもの発達段階に応じた、「いのちの教育」を推進します。
- ② いのちの大切さや生き方をテーマにした学習の機会や、保護者と一緒に考える場を設けます。
- ③ 毎月第3日曜日「家庭の日」の具体的な取組みとして、家庭における親子の触れ合いやコミュニケーションの大切さについて、関係機関と連携して啓発します。
- ④ 子どもが「自分は愛されている、大切にされている」ことを、体感できるような子育てになるよう、家庭教育の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ⑤ 家庭・学校・地域がそれぞれ役割を分担し、日々の生活の中で、「人の役に立てた」という自信や、「人から必要とされている」という、喜びを共感し合えたりする取組みを進めます。

(2) 道徳教育の充実

- ① 「特別の教科 道徳」を中心に、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- ② 朝日町の礎をつくった先人の苦労や努力、その生き方に学び、思いやりの心を醸成するために、郷土資料「郷土に生きる君たちへ」(著：安藤昭郎氏)などを活用します。

(3) いじめ防止に向けた取組みの充実

- ① 町教育委員会及び各学校において策定した、「いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見に力を入れていきます。また、「いじめ防止基本方針」を実効性のあるものにするために、不断の見直しを行うとともに、保護者等との共有を図ります。
- ② 学級会・児童会・生徒会における自治的な活動を通し、みんなで決めた約束はみんなが守るなどの取組みによって、未然防止につなげます。
- ③ 学校・家庭・地域の連携・協力によって早期発見に努め、関係機関と連携してその解消に努めます。

(4) 安心して過ごせる居場所づくり

- ① スクールカウンセラー等を活用して、不安を抱える児童生徒及び保護者への支援を行います。
- ② Q-Uアンケート* を実施し、各学級における結果分析を活用し、望ましい人間関係になるよう、適切に支援していきます。
- ③ 児童生徒の変化に対応できるように、組織的・計画的な生徒指導・教育相談体制を構築します。
- ④ 関係機関との連携を密にし、児童生徒の健全育成を推進します。

* Q-U アンケート：楽しい学校生活を送るためのアンケートで、不登校やいじめの防止、あたたかな人間関係づくりに活用する。

主要施策 8 豊かな心を育む教育の推進

◇現状と課題

朝日町の子どもたちは、恵まれた環境の中で、自然と触れ合い、地域の人々と関わりながら、豊かな感受性を身に付けてきました。朝日連峰や最上川に代表される、豊かな自然を生かした様々な体験活動、及び地域の人々の協力による読書活動の推進や、伝統文化の継承などを通して、豊かな感性を育んできました。

これから予想される困難な社会を生き抜くために、本物体験や読書活動などを一層充実させることにより、表現力や思考力を高め、創造力を豊かにするとともに、思いやりの心を育み、社会性や協調性を育成していくことが必要になってきます。

◇主な取組み

(1) 体験活動の充実

- ① 学校・家庭・地域が連携して、多様で直接的な体験活動の充実を図り、子どもたちの豊かな感性を磨くとともに、異年齢集団の交流を促進します。
- ② 地域における様々な体験活動について、地域コーディネーターを中心に情報提供を行い、子どもたちの積極的な参加を促進します。また、朝日町らしい体験活動（りんご学習や朝日登山、スキー、ラフティングなど）を奨励し、支援していきます。

(2) 心の栄養となる読書活動の推進

- ① 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、親子読書、読み聞かせボランティア、町立図書館や学校図書館の活用など、家庭・地域・学校を通じた社会全体で読書活動を推進します。
- ② 読書活動推進員2名体制を継続し、学校における読書活動の推進と学校図書室の充実を図ります。
- ③ 町立図書館及び学校図書館における児童書等の充実を図るとともに、読書に親しむ機会を提供します。
- ④ 小学校では、宗生文庫基金*（故阿部宗一郎氏寄贈）を有効に活用し、子どもたちが本を選ぶ楽しさ、読む面白さ、友だちに紹介するうれしさを実感することができるようにします。

(3) 芸術文化活動への参加促進及び発表の場の提供

- ① 小中学生を対象としたひめさゆり俳句大会を継続し、子どもたちの俳句を詠む感性を育てます。
- ② 関係機関と連携して、子どもたちが質の高い演劇や音楽、文化に触れる機会を提供します。
- ③ 町芸術文化祭への参加や、創遊館ギャラリー等での作品展示など、子どもたちの芸術活動を町民に発信します。
- ④ 「部活動の地域移行」に向けて、関係団体と連携し、中学生の文化活動を支える

体制の整備を進めます。

- * **宗生文庫基金**：町内のすべての小学生が1年に1冊自分の好きな本を購入することを目的として、故阿部宗一郎氏から寄贈していただいた基金。なお、中学校には中学生の時は様々なことを考えてほしいとの願いから、「考える人」の銅像が贈られている。

主要施策 9 **たくましい体を育む取組みの推進**

◇現状と課題

健康でたくましい体は、生涯にわたって豊かで活力ある生活を送るための基本となります。そのためにも、児童生徒一人ひとりが心身の健康の保持増進を図るための、資質や能力を身につけるようにすることが大切になってきます。

朝日町においては、これまでも、健康教育や食育及び体育の振興などに力を入れ、子どもたちの健やかでたくましい体の育成に取り組んできました。

近年においては、子どもたちの生活の変化、朝食の欠食、体力低下などが課題となっております。これらの課題を解決するためには、これまで以上に家庭・学校・地域がより密接に連携し、それぞれの役割を果たしながら社会全体で取り組んでいく必要があります。

◇主な取組み

(1) 健康教育の充実

- ① 各学校の学校保健委員会を活用し、学校と家庭・地域が連携して、児童生徒の健康を保持・増進するための取組みを行います。
- ② 性教育、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育などについて、関係機関と連携し、外部講師を活用するなどの教育活動を推進します。
- ③ 自分の体や感情について理解し、自らコントロールできるスキルを習得するための教育活動を取り入れるなど、生涯にわたり心身ともに健康に生活できるようにします。

(2) 子どもの体力向上に向けた取組みの充実

- ① 教員の指導力の向上を図るとともに、外部人材を活用するなど体育授業の充実を図ります。また、各学校の特色ある取組みを推進していきます。
- ② 家庭・地域と連携しながら、幼児期からの運動機会の拡大を図るとともに、楽しさや達成感を実感しながら運動できるようにしていきます。

(3) 家庭と学校が連携した食育の推進

- ① 家庭と学校が連携して、食の大切さ、食に感謝する心を育成します。
- ② P T A母親委員会などと連携し、食育に関する研修会を行うなど、食の重要性を子どもたちに伝えていきます。

(4) 安全・安心でバランスの取れた学校給食の提供

- ① 地産地消を推進し、安全・安心な食材の確保とともに、朝日町らしい給食を提供し、郷土食についての理解を深めていきます。
- ② 調理師等の定期的な研修を行い、アレルギーなどへの対応、新メニューの開発などに取り組んでいきます。

【基本方針 3】

社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する

これからの社会は、ますますグローバル化や情報化が進み、その中で生きていくには、社会環境の変化に柔軟に対応する力、様々な考えを持つ人々と関わる力、たくましく生き抜く力が必要になってきます。その基盤となるものが確かな学力です。

平成 29 年 3 月 31 日に公示された新学習指導要領において、育成すべき資質・能力について、次の 3 つが明示されました。①個別の知識・技能（何を理解している、何ができるか）、②思考力・判断力・表現力等（理解していること・できることをどう使うか）、③学びに向かう力・人間性（どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか）。これらの資質・能力を育むための、「主体的・対話的で深い学び」をキーワードにした授業改善の取組みが求められています。さらに、小学校中学年での「外国語活動」、高学年での「外国語科」など、新たに盛り込まれた内容にも対応していくことが求められています。

10～20 年後には、現在ある職業の約半分が A I やロボットなどに代替可能となり、新しい可能性に目を向けることが重要となっています。今後の予想すら難しい時代を、自ら身につけた力で乗り切れる人間の育成が求められている今、学校を核として、家庭・地域・行政が一体となって、子どもたちの確かな力を身につけさせていく必要があります。

主要施策 10

これからの社会を生き抜くための確かな学力の育成

◇現状と課題

各学校の実態に合わせて、研究テーマを設定し、学校研究を中心として、授業改善に取り組んできました。子どもたちの学び合い、関わり合いを大切にした授業を進め、評価を得ました。また、朝日町教育研究所作成「授業づくりハンドブック」を活用し、保小中一丸となって「探究的なプロセス」を重視した学びを大切にしています。さらに、改訂された学習指導要領に対する、様々な対応も求められています。

本町では、確かな学力の向上をめざし、「見える学力への挑戦」として、具体的な数値目標を設定し、様々な取り組みを実施してきました。その結果、教研式標準学力検査（N R T）、教研式目標基準準拠標準学力検査（C R T）、全国学力・学習状況調査などにおいて、多くの学年、教科で良好な結果となっています。

家庭学習については、学習時間や学習方法などに課題が見られるが、P T A と連携した生活キャンペーンや、家庭学習の手引の発行などにより、学習時間等の状況も少しずつ改善されてきています。

変化の激しい社会をたくましく生き抜くためには、自ら考え、主体的に判断する力、柔軟に対応する力が不可欠であり、その基盤としての確かな学力を育成することが求められています。

◇主な取組み

(1) 探究的なプロセスを重視した学びの視点からの授業改善の取組み

- ① 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して新たな課題を見つけ、主体的・対話的に考えて解決していく力を育成するために探究的なプロセスを重視した学びを推進します。
- ② 各校における学校研究の中で、授業研究会を中心にしながら、日常的に授業改善を進めます。

(2) 確かな学力を検証するための各種検査、調査の有効活用

- ① 一人ひとりの実態の把握と学力向上を図るため、公費負担で知能検査や学力テスト（NRT、CRT）を継続して実施します。
- ② 「見える学力への挑戦」を継続し、具体的な数値目標を設定し、全国学力・学習状況調査及び県学力等調査等に取り組んでいきます。
- ③ 各種検査、調査の結果を分析し、指導方法の改善や家庭学習の充実につなげます。

(3) 個々の能力を伸ばすためのきめ細やかな指導の充実

- ① 小規模校の良さ（個々の発言する機会が多い、教師と関わる時間が長いなど）を十分に生かし、個に応じた指導の充実を図ります。
- ② 複式学級における学習指導の向上を目指し、外部講師を招聘しての研修会を積極的に実施します。
- ③ 学習生活指導員の配置を継続し、学習が遅れがちな子どもに対して支援していきます。
- ④ 中学生の高校受験対策として様々な学びの機会を設け、学ぶ意欲のある生徒の支援を行います。

(4) 生活リズムを構築し、学ぶ習慣を身につける取組みの推進

- ① P T Aと連携した生活キャンペーンの充実を図り、「早寝」「早起き」「朝ごはん」を徹底し、生活リズムの習慣化を図ります。
- ② 家庭学習の手引を提示し、保護者の協力を得ながら家庭学習の充実を図ります。
- ③ 地域人材を活用し、中学生等を対象とした「あさひ地域未来塾」を実施し、長期休業中、受験期等の家庭学習習慣の定着を図ります。

主要施策 11

グローバル化・情報化に対応した教育の充実

◇現状と課題

グローバル化が進む社会において、国際社会で生き抜くためのスキルを身につけることが大切になってきます。また、様々な人々と関わるための、コミュニケーション能力も重要になってきています。

本町では町独自に国際交流専門員を採用するとともに、ALT（外国語指導助手）を配置し、保育園、小学校、中学校における、外国語活動及び外国語教育を推進してきました。また、子ども向けイベントを開催し、国際理解教育を進めてきました。平成28年度からは中学生海外派遣事業をスタートさせました。

情報化社会は急激に進展し、パソコンやスマートフォン等の携帯端末が、生活の一部となりました。そのような中で、情報活用能力の育成は、これからの社会を生き抜く力の、重要な要素となっております。新型コロナウイルスの感染が世界中に広がる中、国はGIGAスクール構想のもとICT*環境整備を一気に促進させました。これに伴い、学校ではICT環境の整備を促進するとともに、教育のICT活用指導力の向上や、情報モラル教育の充実を図る必要があります。

◇主な取組み

（１）保小中一貫の外国語活動・外国語教育の推進

- ① 町独自採用の国際交流専門員の雇用に加え、ALT等の増員を検討するなど、保育園、小・中学校における外国語活動・外国語教育の充実を図ります。
- ② 外国語活動や外国語教育の、保小中12年間を見据えたカリキュラムを作成し、外国語の指導力向上のための研修を実施します。
- ③ 実用英語検定取得のため、外部人材を活用した学習会を実施し、合格率の向上を目指します。

（２）国際理解教育の推進

- ① 中学生海外派遣事業を継続し、異文化理解を進め、自国文化を発信するとともに、優れた国際感覚を養います。
- ② 関係機関と協力して、積極的に海外からの交流事業を受け入れていきます。
- ③ 国際理解に関する活動の拡充を図り、低学年からの異文化の理解を図ります。

（３）ICT教育の充実

- ① 各学校に、タブレットや電子黒板等のICT機器を計画的に導入し、情報教育の環境整備を進めます。
- ② 職員研修を定期的に行い、ICT教育の一層の充実を図ります。

（４）情報モラル教育の充実

- ① 児童会や生徒会などの、いじめ防止の取組みとも連動させながら、小中が連携して、情報モラル教育の推進を図ります。
- ② 関係機関やPTAと連携し、保護者に対する情報モラルの周知・啓発を行います。

* ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

主要施策 12

キャリア教育の推進

◇現状と課題

各学校で、地域や関係機関の協力を得て、体験的な学習活動を積極的に取り入れてきました。それらの活動を通して、地域のすばらしさ、先人たちの苦労や知恵など、たくさんの郷土のよさに気付くとともに、その生き方についても学んできました。

中学校では、町内の事業所等の協力を得て、職場体験学習や職業講話を実施し、子どもたちは働くことの意義などを実感できています。

子どもたちが、将来、職業を通じて、社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向けて、必要となる能力や態度を身につけることができるように系統的なキャリア教育を推進します。

また、キャリア教育を通して、朝日町の産業についての理解を深め、将来、朝日町を支える人材の育成にもつなげることが大切になってきます。

◇主な取組み

(1) 体系的なキャリア教育の推進

- ① 小・中学校における、キャリア教育の目標や活動内容等について、発達段階に応じた教育を計画的に進めていきます。
- ② 関係機関と連携を取りながら、地域や学校の特色を生かした、実体験を伴ったキャリア教育を推進していきます。
- ③ 進学や就職、その先の生き方教育についても系統的に進めていきます。

(2) 実体験を通し、社会的自立に向けた勤労観や職業観の育成

- ① 生活科や総合的な学習の時間等において、本町の主要産業である農業（米やりんごの栽培など）の実践的な学習活動を継続します。
- ② 勤労観や職業観を育てる、中学校の職場体験学習は、事前・事後学習を大切に扱いながら継続します。

(3) 社会的・職業的自立のために必要な能力の育成

- ① 学校における様々な教育活動を通して、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成します。
- ② 「生きる力」の育成や、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を育成するために「起業家教育*」を実践します。

* 起業家教育：起業家精神（チャレンジ精神、創造性、探究心等）と起業家的資質・能力（情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等）を有する人材を育成する教育。

◇現状と課題

教職員の資質の向上は、学校教育の充実を図る上で不可欠なものです。各校においては、授業研究、特別支援教育、生徒指導など、様々な研修を実施して、研鑽を積んでいるところです。しかし、教育課題が多様化・高度化しているとともに、教職員の年齢構成の不均衡などもみられることから、OJT* の充実や、外部人材を積極的に招いての研修などが必要になってきます。

本町では朝日町教育研究所を中心に、今日的な課題に対応すべく、様々な研修機会を提供し、教職員の資質の向上に努めるとともに、研究指定校を委嘱し、その成果を共有してきました。また、本町の特徴である学社連携の部会として、子育て・生徒指導部会や保小中連携推進部会を設け、関係機関との連携を密にしながら研修を推進してきました。

様々な教育課題に対応するために、各校の校内研修の充実を図るとともに、町教育研究所機能の更なる充実を図ることが求められています。

◇主な取組み**(1) 町教育研究所の更なる充実**

- ① 町教育研究所の事業を教職員の貴重な研修の機会ととらえ、より効果的な研修体制となるように、組織改編を柔軟に行うとともに、今日的課題に応じた、資質向上につながる研修を実施します。
- ② 生徒指導など、専門的な知識や技能を身につけるための研修を充実し、指導力の向上を図ります。
- ③ 町教育委員会委嘱研究（2年間）を継続し、各校の特色を生かした研究を進めるとともに、町内外の学校へ積極的に発信します
- ④ 子育て・生徒指導部会、保小中連携推進部会を継続設置するとともに、社会教育関係団体や健康福祉課などとも連携しながら、研修を行います。
- ⑤ 郷土学習の一層の推進のために、教職員の町めぐり研修を継続します。

(2) 学校経営の見直しと研修体制の確立

- ① 校長のマネジメントのもと、学校運営協議会での協議も踏まえながら、学校の実情や特色に応じた学校経営の見直しを図り、教職員が充実した研修のできる環境を整えます。
- ② 教職員個々の資質・能力の向上を目指し、同僚性を高めることのできるOJTを推進します。

(3) 県教育委員会等との連携による教員の指導力向上

- ① 村山教育事務所や県教育センター等の指導主事、大学教授などによる指導の機会を積極的に設けて、教員の指導力向上につなげます。
- ② 県教育委員会及び外部教育機関の、研修の情報を各校に提供し、教職員の積極的な参加を推奨します。

* OJT：On-the-Job Training の略。仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修。

【基本方針 4】

潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する

本町には、宮宿地区に町立図書館・中央公民館・中部公民館を併設した朝日町エコミュージアムコアセンター創遊館があり、西部地区には西部公民館、北部地区には北部公民館があり、それぞれが生涯学習・社会教育の拠点となっています。

また、各集落にある自治公民館も、地域住民の生涯学習の拠点であり、地域自治活動の要となっており、独自性を活かした自治公民館活動が積極的に行われています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により、自治公民館さえも活動の場が失われ、コミュニティの維持そのものが危ぶまれる地域も見られるようになってきており、地域活動を支える公民館への支援は不可欠になってきています。

また、一人ひとりが潤いのある生活を楽しむための、学びの充実を図るとともに、併せて、よりよい地域をつくるための学びについても充実を図り、個人の要望と社会の要請に応える、バランスの取れた生涯学習の推進を図る必要があります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会教育に関する多くの活動が制限されてきた中において、改めて「人と人とのつながり」が注目されています。コロナ禍において得た貴重な経験を生かし、公民館事業の新たなスタイルの構築に向けて整理していくことが必要です。

生涯にわたって、いくつになっても学び続けることが、潤いのある生活を生み出す基盤となることから、町立公民館及び自治公民館の連携を強化し誰もが気軽に学びに向き合えるように整備していくことが大切になってきます。

主要施策 14 公民館（地区・自治）活動の一層の充実

◇現状と課題

本町の地区公民館及び自治公民館は、地域住民の生涯学習の拠点として、時代の変化に対応した様々な学習の機会を提供してきました。その内容は多岐にわたっており、町民の意識の高さを感じることができます。また、地域それぞれが独自に発行している自治公民館報のレベルの高さは、内容及び構成ともに他市町に誇れるものがあります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の影響もあり、年々、公民館に集う機会や人数が減ったことや、コロナ禍により公民館活動の制限や縮小もあり、自治公民館によっては、その運営自体に支障をきたす状況になっている所も見られます。

生涯学習及び地域活動の拠点となっているそれぞれの公民館に対して、ソフトとハード両面からの支援を強化していくことは、地域コミュニティの活性化の観点からも重要であると考えられます。

今後は、町立公民館等が学ぶ機会をつくり、学習者が学んだことや成果を地域に還元し、地域の課題解決や地域づくりに貢献できるようにすることも大切になってきます。

◇主な取組み

(1) 町立公民館等を拠点とした学びの充実

- ① これまで公民館が培ってきた学習を支える環境、公民館独自の風土や特徴を生かし、町民の学びの場となる施設や機能の充実を図ります。
- ② 関係機関、団体と連携しながら、地域住民に対する学びの機会および実践の場の提供を積極的に行います。【再掲3-(2)-①】
- ③ 町立公民館運営審議会などにおける意見、学ぶ機会に対する町民の期待や要望などを事業に反映できるよう努め、各地区公民館の連携を強化しながら町立公民館活動の更なる充実を図ります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をとりながら、可能な範囲で事業を実施できるよう努めます。

(2) 自治公民館の活動に対する支援の強化

- ① 自治公民館の自主性を尊重しながら、活動や事業を応援する仕組みづくりを進めます。特に、自治公民館が町立公民館との連携により、地域の課題を解決できる仕組みをつくります。
- ② 公民館長・主事等を対象とした研修の充実を図るとともに、自治公民館研修等共催支援事業、自治公民館報発行奨励事業を継続し、自治公民館活動の活性化を図ります。
- ③ 自治公民館における地域に根差した芸術文化活動を支援します。
- ④ 地域を取り巻く環境の変化に応じ、自治公民館の維持・活用への支援を充実します。特に、自治公民館整備事業補助金については、より活用しやすく、地域の事情に合わせた運用ができるよう見直しを進めます。

(3) 社会教育・生涯学習関係職員の研修

- ① 町民の学ぶ機会を創り、地域の課題を解決していくために、町立公民館職員をはじめ、関係する人材の確保と研修を積極的に行います。
- ② 事務局職員の専門性を高めるために、外部機関の研修会等に積極的に参加するとともに、OJTの実践を推進します。
- ③ 生涯学習の更なる充実を図るために、社会教育主事研修等に定期的に派遣します。
- ④ 町立公民館や自治公民館の館長や主事が一堂に集い、互いの活動の状況や課題の共有を図り、切磋琢磨できる機会づくりを進めます。

主要施策 15

心豊かに生きるための生涯学習の充実

◇現状と課題

生涯にわたって学び続けることは、心豊かに生きるために大切なことです。本町においても、昭和62年より生涯学習に取り組み、平成6年3月には「生涯教育・学習の町あさひ」宣言が町議会で議決され、積極的に生涯学習を推進してきました。自らを磨き、地域社会に参画する意欲を高めるような講座も開設されてきました。

しかし、成人期の多くの住民は生活や仕事が忙しく、なかなか学びの場に参加できないなど、生涯学習に取り組む人は限定されているのが現状です。

そんな中で、生涯学習の充実を図るために、幅広く町民の学ぶ機会を提供するとともに、町民のニーズに合った、学ぶ機会づくりを進めていく必要があります。また、学習者に対する支援体制を整備し、町全体で学びの気運を高め、全ての年代の住民の豊かな学びを支えていくことが求められています。

さらに、町民の豊かな感性を養い、自己の発見や研鑽、知育や自己実現に貢献してきた図書館の機能や環境づくりを高めていく必要があります。

◇主な取り組み

(1) 人生のステージにあった学びの場の創出

- ① 生活課題や学ぶ機会に求める町民のテーマは、その年代や人生のステージごとに違ってきます。幼年期から高齢期まで、それぞれにあった学ぶ機会づくりを進めます。
- ② 子育て世代や成人男性のニーズに応える学ぶ機会づくりを検討するとともに、誰もが参加しやすく、学びたい気持ちを後押しできる仕組みづくりを推進します。

(2) 町民の声を生かした事業や講座の推進

- ① 町民のニーズに応えるとともに、生活や地域の課題に対応した事業の企画を検討し、実施を目指します。特に、町立公民館や関係機関と連携して、講座などを創り上げていけるような形態を推進します。
- ② 多様な学びを提供できるように、町民一人ひとりの声を生かした講座や、講習会等の企画を進めます。

(3) 図書館機能の充実

- ① 利用者の期待と希望に沿う町立図書館を目指し、蔵書数を増やすとともに、機能や施設の充実を図ります。また、利便性を図るために、貸出方法の検討を行うとともに、県立図書館等との連携を強化します。
- ② 図書館の独自性や施設の特徴を生かし、地域資料の充実を図るとともに、多様な利用機会の提供を図るなど、町民の期待に応えられる図書館を目指します。

主要施策 16

芸術文化活動の推進

◇現状と課題

本町のこれまでの芸術文化活動については、朝日町芸術文化協議会をはじめ、個々の団体やサークルによる自主的な活動が行われてきました。その発表の場についても、町と一緒に、創遊館や地区の公民館を活用したりして、町芸術文化祭を開催したり、独自の発表の場を創り上げたり、互いに研鑽し合いながら活発に進められてきました。また、近年ではこの団体から中学生が指導を受け、その成果を町民に向けて発表する機会が生まれるなど広がりを見せています。このことは、町民が生涯にわたって芸術文化活動に取り組む、機運づくりや原動力になっていると思われます。

町唯一のホールがある創遊館においては、設備のよさを十分に生かし、町民の芸術文化の高揚につながるようなコンサート等を実施しています。また、立木研修センターで活動する、芸術家や作家と連携した事業も開催されてきました。

しかし、会員数の減少や高齢化、さらにはコロナ禍によって活動が制限されたことによる団体やサークルの解散など、今後の運営に不安要素が見られる現状であることから、活動に対する有効な支援のあり方を考える必要があります。また、創遊館事業についても、町民の声を生かした事業の展開など、より魅力ある芸術文化の振興事業となるように工夫していくことが必要です。

◇主な取組み

(1) 芸術文化活動団体等への活動支援

- ① 活動の主体である町民とともに考え、行動する体制を進めるなど、町民が活動に参加できるきっかけをつくります。
- ② 町民の自主活動を尊重しながらも、課題によっては町と一緒に活動したりして、課題解決を支援します。
- ③ 小さなサークル活動においても、町の機能を有効に活用することで、継続できる芸術文化の推進団体になっていくように支援します。
- ④ 自らの芸術文化活動を広めようとする、団体やサークル、個人の活動を支援し、広く町民の芸術文化への関心を喚起するよう努めます。
- ⑤ 自治公民館における地域に根差した芸術文化活動を支援します。【再掲 14-(2)-③】

(2) 町芸術文化祭等の開催

- ① 町民の芸術文化活動にとって大切な成果発表や、互いの成果を確認し合い切磋琢磨する機会を提供するために、芸術文化祭を開催するなど、町芸術文化協議会等と共同の事業を展開します。

(3) 創遊館ホール等の町有施設の有効活用

- ① 特長ある創遊館ホールと舞台の機能を有効に活用し、出演者と聴衆の、一体感

のある事業の企画や運営を目指します。

- ② 創遊館のフォーラムや館内の機能を生かした展示、町民の身近な活動の成果発表の機会づくりを進めます。
- ③ 町民の芸術文化活動発展のため、町立公民館等の施設や機能を有効に活用するための仕組みづくりを進めます。
- ④ 立木研修センターについて、芸術家や作家による活用と合わせて、地域住民との関わりによる、地域活性化と町民の創作活動への関心喚起を促します。

主要施策 17

郷土の宝を大切にす活動の推進

◇現状と課題

本町には、国指定名勝「大沼の浮島」をはじめ、国指定重要文化財「佐竹家住宅」等の由緒ある建造物や郷土芸能・伝統行事など、数多くの優れた文化が根づき息づいています。これらの、既存の文化財や伝統文化等の保存・活用については、これまでも専門的な見地からの意見を生かしてきました。

調査研究や郷土資料の収集についても、町史編さん専門員を中心にして、町史編集資料やパンフレットの発行、案内板の設置などを行ってきました。

しかし、近年の過疎と高齢化の進展により、文化財の所有者や伝統文化等を継承する地域は、保護や保存にも苦慮している状況にあります。そのような文化を守り、継承するためにも、行政による支援は不可欠のものとなっています。

町の歴史や伝統文化を学び、継承していくことは、郷土愛を育むとともに、自信や誇りを持つことにつながります。郷土の宝である、町の素晴らしい文化を守り活用していくためにも継続した支援が求められています。

◇主な取組み

(1) 文化財等の保護、保存と活用

- ① 文化財等の現状把握を進めながら、所有者や管理者（団体等）と今後のあるべき姿を考え、町を含めた関係者の役割を明確にし、互いに課題を共有していく関係づくりを進めます。
- ② 文化財保護委員をはじめ、専門的な知識や力を生かしながら、より良い保存の方向性の発見や、活用に向けた体制づくりを進めます。
- ③ これまで町史編さん専門員を中心に収集・調査し、まとめてきた文化財等の資料について、町民にわかりやすく解説し、理解していただく機会を設け、保存・活用に向けた機運づくりを進めます。
- ④ 国や県の事業をより有効に活用していくため、国指定名勝「大沼の浮島」や国指定重要文化財「佐竹家住宅」、県指定文化財「旧三中分校」等の、保存整備や利活用について検討する場を設け、方向性を探ります。
- ⑤ 指定文化財をはじめ、「ふるさと文化財」等の補助事業の見直しを進め、文化財等の保存そして活用を支援します。

(2) 地域の貴重な資源である郷土の宝の保存・伝承

- ① 地域における伝統文化の保存・伝承にあたっては、次世代に継承する住民活動を支援していくための方策を検討し、推進します。特に、町指定の伝統文化財については恒常的な支援策を進めます。
- ② 町の生活文化の歴史を知るうえで重要な資源である民具等について、町民が親しみやすく、わかりやすい展示となるようにします。
- ③ エコミュージアムの研究成果を有効に活用し、生涯学習関係職員と地域コーディネーターが連携して、小中学校の生活科や総合的な学習の時間を活用し、保小中12年間を見通した「郷土学習カリキュラム」に沿って、郷土を愛する心を育み

ます。

- ④ 子ども自らが郷土の宝を大切に継承していき、ふるさとの自慢であり誇りとして語りついでいけるよう、小学校や中学校の生活科や総合的な学習の時間などの指導計画に位置付け、学習プログラムとして活用しやすいように整備を進めます。
- ⑤ 町内の学校の歩みや特徴ある学校行事をはじめとする、地域に根差した文化に目を向け、その歴史や資料を保存し、閲覧できる機会を提供します。

主要施策 18

団体活動への支援の充実

◇現状と課題

本町では、自治公民館や社会教育団体を中心に、町内を活動の拠点とする生涯学習の活動団体に対して、様々な活動支援を行ってきました。そのことにより、それぞれの団体の自主的な活動を支えてきました。

地域青少年ボランティアサークルの活動については、学校や関係機関との連携を図り、継続的に活動しており、町を支える若いリーダー育成にもつながっています。また、新たな団体の育成として始まったNewアクション事業においては、継続した支援により、独り立ちして活動する団体も出てきており、地域活性化や町づくりに積極的にかかわろうとする人材確保につながっています。

しかし、少子高齢化や住民の意識、生活様式の変化などもあり、体制の維持や運営の課題が表面化してきています。

生き生きとした地域づくりのためには、町民が自ら課題としてとらえたことを、解決していくことは大切ですが、これらを支えていくための体制づくりや、有効な支援が求められています。

◇主な取組み

(1) 生涯学習に取り組む団体等に対する活動支援

- ① これまでの町有施設の活用や資金等の支援に加え、課題を持って共に考え実践しようとする人たちと町が互いに協調・連携しながら、創り育てていく風土づくりを進めます。
- ② Newアクション事業活用団体や自治公民館の声に寄り添い、活動支援を継続していく中で、徐々に団体や活動の熟度を上げ、将来的に自立した運営を目指せるようにします。
- ③ 女性文化教室の代表者会や子ども会など、これまでの社会教育活動から発展した団体や活動について、現状の把握と課題の明確化を進め、持続可能となるための支援策を検討し、推進します。
- ④ 新たに創られようとしている団体やサークルに対して、発展・継続できるように、町立公民館事業の出前や共同開催を実施していくとともに、資金面における支援等を進めます。
- ⑤ 団体等による新たな取り組みを促すため、先進事例や既存団体の活動の様子を定期的に発信する仕組みを検討するとともに、活動に対する支援制度を広く周知するための実効性のある方法を取り入れます。

(2) ボランティア団体等の育成支援

- ① ボランティア活動は、地域を担う人材育成だけでなく、人とのつながりや関わり方を、実体験の中で学べる貴重な機会であり、より多くの町民がボランティア活動に関わり、その意義を理解できるような雰囲気づくりを進めます。

- ② 地域青少年ボランティアサークル「きらり(中学生)」や「JOKER(高校生以上)」の活動を積極的に支援します。**【再掲2-(4)-③】**
- ③ サークル同士のつながりづくり、その他の町民や児童生徒とのつながりづくりの機会をつくれます。

【基本方針 5】

心身の健康を育む生涯スポーツを推進する

スポーツは、人間の体を動かすという欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びを得ることができます。また、健康の保持増進、体力の向上のみならず、人間形成に多大な影響を与えるなど、心身両面にわたる健全な発達に資するものがあります。

高齢化が進む現代、町民が生涯健康で過ごすためにも、ライフステージに応じて、スポーツ活動に取り組むことが大切になってきます。町民誰もが、多かれ少なかれ学生時代にはスポーツに取り組み、汗を流した経験があります。現在の状況を踏まえ、自分の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツに親しめる環境を関係機関と連携しながら確保することが大切になってきます。

また、競技力向上についても、これまでと同様に取り組む必要があります。競技力向上を担ってきた、スポーツ少年団や運動部活動についても、団員数の減少、指導者の高齢化など様々な課題を抱えています。それぞれの団体について、地域全体で支える体制をつくり、トップアスリートの育成につなげることが、本町のスポーツ界の活性化にもつながります。

朝日町は、平成 28 年からミズノ株式会社とまちづくり事業で提携してきた取り組みをさらに深化させるべく、引き続き、同社と令和 3 年から第 2 期まちづくり連携協定を締結しました。大手スポーツブランドが持つノウハウを生かして、地域活性化につなげるため、総合的なまちづくり事業を行うというこの取り組みは、全国の自治体では初めてであり、全国の自治体から注目されています。

主要施策 19 誰もが楽しめるスポーツの推進

◇現状と課題

生涯スポーツの推進のために設立された、総合型地域スポーツクラブ「朝日ふれあいスポーツクラブ」では様々な講座が開かれ、スポーツに縁遠かった町民も多く参加しています。また、各地区の公園にあるグラウンド・ゴルフ場の整備が進み、毎日のように、たくさんの方がプレーする姿が見られるようになってきました。

生涯にわたりスポーツを楽しむ人は徐々に増えているものの、家事や仕事が忙しく、なかなか参加できない町民も多くいるのが現状です。実際、「朝日ふれあいスポーツクラブ」に参加する方の、ほとんどは継続会員であり、新規会員は多くありません。新たな会員の確保も含め、講座内容の見直しなども検討していく必要があります。

また、町民の健康を保持するという観点から、これまで以上に、健康福祉課など関係機関との連携を図りながら、生涯スポーツを推進することが求められてきています。

誰もが、それぞれの年齢や体力に応じて、気軽に、元気に楽しく身体を動かし、スポーツを楽しむことのできる環境を整え、町民の健康の保持や増進につながるようにしていく必要があります。

◇主な取組み

(1) 生涯スポーツの推進

- ① 誰もが気軽に楽しめるスポーツ・健康づくりの入り口として、大きな役割を果たしている、朝日ふれあいスポーツクラブへの育成・支援を継続して行います。
- ② 多様化するスポーツ・レクリエーション活動や、誰でもが気軽に参加できるイベント、教室等の充実に努めます。
- ③ 町民のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、体育協会、スポーツ推進員、スポーツ団体等と連携し、各世代に合った取り組みの提案を行います。
- ④ 町スポーツ推進員の活動を通して、町民の生涯スポーツへの取り組みを促進します。
- ⑤ 各競技団体による町民等を対象とした各種大会を支援し、生涯スポーツの充実に努めるとともに、町民同士の親睦を図ります。

(2) 生涯スポーツ推進のための環境整備

- ① 年齢と体力に応じ、日常的に行うスポーツ・レクリエーション活動のための身近なスポーツ施設の整備に努め、有効活用を促進します。
- ② 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設等の利用促進に努めます。
- ③ 雨天時にも、野外におけるスポーツの練習等が可能になるよう、雨天練習場の設置を検討し、実施に向けて取り組みます。
- ④ 公園等でも、気軽に軽スポーツやレクリエーションを楽しむことができるように、情報提供や体制づくりを進めます。

(3) 健康福祉課との連携による健康運動の普及

- ① 健康福祉課との連携による、健康づくりのための運動や体操を普及し、町民の健康づくりを促進します。
- ② あさひまち健康マイレージポイントカードの活用により、気軽に身体を動かす習慣づくりのきっかけにしていきます。

(4) ミズノとの連携による新たなスポーツの楽しみの紹介

- ① ミズノ株式会社との連携協定により、気軽に取り組める軽スポーツとしてのウォーキングやNew スポーツ等を紹介する機会を設け、町民の体力づくり、健康づくりを促進します。

主要施策 20 競技力向上の取組みの推進

◇現状と課題

スポーツは、オリンピックに代表されるように実際にやるだけでなく、多くの人が観戦し、見る人にも大きな感動や勇気を与えてくれます。

本町においても、これまで剣道や柔道、スキーなど様々なスポーツにおいて、全国で活躍し、地域住民に大きな感動を与えてくれました。その競技力の高さは、スポーツ少年団から中学校や高等学校の部活動における熱心な指導と、地域全体として応援する体制が出来ているからに他なりません。

しかしながら、少子化が進み、スポーツ少年団や中学校の部活動の維持が困難になりつつあり、また、これまで競技力を支えてきた指導者は、徐々に高齢化しているという現状があります。

さらには、令和5年から中学校部活動の大きな改革として「部活動の地域移行」という方針が示されており、これからを担う選手を支えていくためにも、町全体として支援していく体制を整える必要があります。

◇主な取組み

(1) 各競技団体、スポーツ少年団、朝日中学校部活動への支援

- ① 町スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団や朝日中学校部活動などの競技団体に対しての支援を継続します。
- ② 朝日中学校部活動における、上部大会への派遣費用の負担を継続します。
- ③ 各種全国大会への出場選手に対する、激励金の支給等の支援を継続します。
- ④ ジュニアマラソンクラブの活動への支援を継続します。
- ⑤ 「部活動の地域移行」に向けて、関係団体と連携し、中学生のスポーツ活動を支える体制の整備を進めます。

(2) 指導者の養成・確保

- ① 専門家を招いて、関係団体の指導者の資質向上と、新たな指導者養成のための研修会を実施し、競技力向上につなげます。
- ② 町スポーツ推進員の資質向上のために、町外の研修会へ積極的に派遣するとともに、その成果を町民に提供できるような機会を設定します。

(3) 関係団体と連携しての各種大会の開催

- ① 町長杯剣道大会をはじめ、関係団体と連携して、県内及び全国からの参加者を募った大会を開催し、競技力向上につなげます。

(4) 本物に触れる機会の創出

- ① 関係団体と連携しての、県内プロスポーツ（モンテディオ山形、パスラボ山形ワイバンズ、アランマーレ山形）応援ツアーを拡充します。
- ② 県内プロスポーツチーム（モンテディオ山形、パスラボ山形ワイバンズ、アランマーレ山形）と連携し、子どものスポーツ教室を開催します。
- ③ ミズノ株式会社と連携して、一流スポーツ選手によるスポーツ教室、講演会等を実施します。

主要施策 21

スポーツを通じた地域活性化活動の推進

◇現状と課題

老若男女を問わず、世代を超えた地域住民がスポーツに親しむことは、活力ある地域の証です。本町では、スポーツフェスティバルやレクリエーション大会が地区ごとに開催され、スポーツを通じた世代を超えた交流が行われております。

また、アップル町民駅伝競走大会においては、小学生から一般社会人までの幅広い層の選手が各地区の代表として健脚を競います。練習から大会までの一連の活動が、地域の絆づくりにもつながっています。

スポーツを通しての体力保持、健康増進はもちろんのこと、様々な世代の地域住民が集い、地域の未来について語り合い、このことをきっかけにして、地域住民一人ひとりが心も体もリフレッシュし、世代を超えて新たなことへ挑戦していくような、活力ある地域を目指せるように、支援していくことが必要になっています。

◇主な取組み

(1) ミズノとの連携による合同スポーツイベント等の開催

- ① ミズノ株式会社と提携し、スポーツ健康イベントや各種スポーツ教室を開催し、スポーツに取り組むことの楽しさ、健康づくりに繋がることの意義などについて、理解が深まるよう啓発を進めます。

(2) 健康福祉課との連携による健康増進活動

- ① 健康福祉課との連携による、健康づくりのための運動や体操を普及し、町民の健康づくりを促進します。【再掲 19-(3)-①】

(3) スポーツを通じた地域の交流推進事業の展開

- ① 各地区・各チームが参加しやすいように開催内容を検討し、アップル町民駅伝競走大会を継続して実施することにより、地区ごとの世代間交流を促進し、地域活性化につなげます。
- ② 多くの町民に親しまれているグラウンド・ゴルフなどの大会を、公民館等で開催するとともに、関連団体での開催を支援し、気軽に取り組めるスポーツの普及と交流の促進を図ります。
- ③ 各地区スポーツフェスティバルやレクリエーション大会は、身近なところで健康・体力づくりに取り組むことができる機会のひとつとなっており、継続して支援し、住民の交流による地域の活性化を目指します。
- ④ 各競技団体による町民等を対象とした各種大会を支援し、生涯スポーツの充実を図るとともに、町民同士の親睦を図ります。【再掲 19-(1)-⑤】

【基本方針 6】

安心安全な教育環境づくりにつとめる

子どもも含め、すべての学習者が快適に学べるように教育環境を整備することは、教育行政に課せられた大きな使命です。本町においても、教育振興計画に沿って、快適な教育環境づくりのために様々な取組みを行ってきました。

一方で、新型コロナウイルス感染防止対策や、異常気象が原因で毎年のように発生する自然災害や猛暑などへの対応も求められています。また、少子高齢化や教育格差など、社会情勢の変化に起因する様々な分野の問題への対応も、急務となっています。そのためにも、それぞれの問題の状況を把握し、安全面などを考慮し、優先順位を決めて計画的に対応していくことが求められています。

今後の学校の在り方について「あさひまち未来の学校検討委員会」の答申を踏まえ、義務教育9年間を一貫した教育目標のもとで行われる「施設一体型義務教育学校」を創設することにいたしました。未来を拓く人材の育成、地域の発展に貢献する人材を育成することを目指し、町民総がかりで「朝日町立義務教育学校（仮称）」の創設に取り組むことが必要です。

学校教育及び生涯学習において、学習者が安心して快適に学習できるように、学習者のニーズにあった学習環境を計画的に整備していく必要があります。

主要施策 22 安心して学習できる教育環境の整備

◇現状と課題

学校及び社会教育施設等の耐震化への対応については、これまで計画的に進められており、一部を除き完了しております。また、施設の長寿命化を図るため、各施設における劣化診断調査や、その結果に基づき策定した中長期修繕計画等に沿って計画的に修繕等を行っております。今後も学習者が快適に学習できる環境を意識しながら、施設の維持を図っていくとともに、新たに建設する施設等については機能性や安全性などバランスのとれたものを整備する必要があります。

子どもたちの周囲にはたくさんの危険が潜んでおり、学校と行政が連携して対策を講じるとともに、保護者や地域の協力も得ながら、様々な取組みを行ってきました。さらに、「自分の身は自分で守る」という意識を子どもたちに育てるために、関係機関と連携した取り組みを展開しています。子どもたちの安全を確保するために、様々な事案を想定しての備えと、関係機関とのより一層の連携強化が必要になってきます。

近年、家計に占める教育費の割合が増え、保護者の負担の増加が話題になっています。そのため、本町においてもこれまで教育振興計画に沿って、保護者の負担軽減及び教育機会の確保のための、様々な取組みを行ってきました。今後もこれらの取組みを充実させ、意欲のある子どもたちを支援していくことが大切になってきます。

不登校傾向や、特別な支援を要する児童生徒への対応についても、学習生活指導員を配置し、各校において支援体制を整えるなど対処してきました。今後も、学校全体で一人ひとりの子どもに対して、きめ細やかな指導を継続して行っていくことが求められています。

◇主な取組み

(1) 子どもたちが安心して学べる教育環境の整備

- ① 子どもたちが安全・安心な環境で学べるように、施設等の状況を的確に把握し、安全最優先の考えで必要な修繕等を適切に対応します。
- ② 新たな施設については、学び方や社会情勢の変化、機能性や安全性など考慮し、協議・検討を重ねます。

(2) 子どもたちの安全を守る体制の充実

- ① 学校、朝日町青少年育成町民会議、民生児童委員、警察等の関係機関と連携し、町全体として子どもの安全を守る取組みを展開します。
- ② 各校において関係機関と連携して、「自分の身は自分で守る」という意識を持てる、子どもに育てるために安全教育を推進し、様々な事案（火災、地震、洪水、土砂災害、不審者等）を想定しての避難訓練を定期的実施し、防災教育の充実を図ります。
- ③ 各校の危機管理マニュアルを定期的に見直し、危機管理体制の充実を図ります。また、メールシステム等を活用しながら、関係機関及び保護者との連絡体制を強化します。
- ④ 年度当初に交通安全教室を開催するとともに、交通安全期間には、教職員による通学指導を行います。
- ⑤ 子どもたちが安全に登下校できるように、交通量の多い横断箇所には、交通安全指導員を配置し、また、関係機関と連携しながら、定期的に通学路の安全点検を実施するとともに、危険箇所については速やかに対応します。
- ⑥ 子どもの登下校を守る地域見守り隊の活動など、地域における子どもの見守り活動を強化し、子どもたちの安全と育ちを支えます。【再掲 1-(3)-②】
- ⑦ スクールバスは適正に管理するとともに、更新についても計画的に実施します。また、運転手に対しては、安全教育、危機管理指導などを徹底します。
- ⑧ スクールバス、スクールタクシーの利用基準について、距離や人数、学年などを考慮し検討します。

(3) 教育を受ける機会の確保

- ① 要保護・準要保護児童生徒に対して、国の基準に準じて経済的な支援を継続します。また、特別支援学級在籍児童生徒に対して、特別支援教育就学奨励費補助金を継続します。
- ② 一人一人の子どもの特性に応じた教育の充実に向け、学習生活指導員を継続的に配置します。
- ③ 不登校や学校不適応の児童生徒に対し、学習生活指導員を継続して配置するとともに、スクールカウンセラー・教育相談員の継続した配置など、県に要請します。またスクールソーシャルワーカーの配置についても検討します。
- ④ 朝日町奨学金制度により、高等教育を目指す子どもたちに対しての支援を継続します。また、奨学金返還支援事業についても活用を推進するとともに、時代に

あった奨学金制度の在り方を検討します。

- ⑤ 不登校児童生徒の居場所、学びの場を提供し、関係機関と連携し自立活動を支援します。

(4) 保護者の負担軽減のための取組み

- ① 小学校の校外学習及び中学校の部活動などにおける、スクールバス利用を継続します。
- ② 大谷地区の中学生が、登下校に利用する山交バスの運賃について、町の全額負担を継続します。
- ③ 関係機関と連携して、特別支援学校へ通学する児童生徒への、通学支援を継続します。
- ④ 関係機関と連携して、高校生の登下校の足の確保のためのバスの運行を継続します。
- ⑤ 1人1台端末の更新時期に保護者負担が生じないように、町費負担による新たな制度設計を行います。
- ⑥ 学校給食の無償化により保護者の負担軽減を図ります。

(5) 生涯にわたって学習できる環境の充実

- ① 創遊館の長寿命化を図るため、中長期修繕計画（平成30年度策定）に基づき順次対応します。
- ② 指定避難所にも指定されている他の町立公民館についても、町民に優しい施設づくりを順次進めるとともに、緊急を要する修繕等には適切に対処します。
- ③ 町立公民館における、快適な学習環境を整えるために、学習者のニーズに合った視聴覚機器等の充実を図ります。
- ④ 朝日町自治公民館整備事業補助金交付規程に基づき、自治公民館の維持・改修等に対して支援を行います。【再掲3-(1)-②】
- ⑤ 利用者の期待と希望に沿う町立図書館を目指し、蔵書数を増やすとともに、機能や施設の充実を図ります。また、利便性を図るために、貸出方法の検討を行うとともに、県立図書館等との連携を強化します。【再掲15-(3)-①】

(6) スポーツ環境の整備

- ① 町内の屋外・屋内スポーツ施設については、利用者が安全で快適に使用できるよう、日頃から点検を行います。緊急を要する修繕には適切に対処します。また、施設の老朽化については、計画を立てて長寿命化に取り組みます。

主要施策 23

信頼される学校・教育行政の推進

◇現状と課題

各校では、信頼される学校を目指し、校長を中心に子どもの実態や課題、地域の特性などを活かした年間教育計画を立て、日々教育活動に励んでいます。また、学校評価を行うとともに、その結果を公表し、社会に開かれた学校づくりに取り組んでいます。地域との協働をより一層進めるため、町内の小学校すべてに「地域学校協働本部」を設置し、学校からの積極的な情報発信や取り組みの強化に努めています。

また、信頼される学校を支える教職員の資質向上についても、教師の専門職としての能力を高めるために、町教育研究所や、各校の学校研究を充実させていく必要があります。併せて、教職員の「働き方改革」についても、一層推進していかなければなりません。

本町では、平成 27 年度から新教育委員会制度に移行しており、教育委員会の機能強化のためにも、教育委員及び事務局職員の資質向上を目指して、研修の充実が大切になってきます。また、平成 22 年度から実施している、教育委員会の事務事業点検・評価についても、継続して実施し、業務の充実を図っていかなければなりません。

◇主な取組み

(1) 地域に信頼され、社会に開かれた学校・教育課程の推進

- ① 学校だよりやホームページ等で地域や保護者に対してより積極的な情報提供を行うとともに、設置した地域学校協働本部を活用し、地域住民と学校との様々な場面における協働を推進します。
- ② 地域コーディネーター及び地域学校協働活動推進員を配置し、学校と地域の連携強化を図り、情報を発信するとともに、たくさんの地域住民が学校ボランティアとして、学校に足を運べるように人財の発掘、育成に取り組めます。**【再掲 1-(2)-②】**
- ③ 地域・家庭との連携・協働により、社会に開かれた教育課程を実現する体制づくりを推進します。

(2) 学校職員の資質向上とゆとり創造の推進

- ① 町教育研究所の事業を教職員の貴重な研修の機会ととらえ、より効果的な研修体制となるように、組織改編を柔軟に行うとともに、今日的課題に応じた、資質向上につながる研修を実施します。**【再掲 13-(1)-①】**
- ② 教職員個々の資質・能力を活用しながら、協働による同僚性を高めることのできる OJT を推進します。**【再掲 13-(2)-②】**
- ③ さらなる学校経営の見直しを図り、ワークライフバランスのとれる職場環境を整えます。
- ④ 校務支援システムやメールシステムの活用による事務作業の軽減に努めます。
- ⑤ 学校閉庁日を積極的に設定し、教職員がゆとりをもって働くことができるようにします。

- ⑥ 中学校の部活動については、部活動指導員の配置を継続します。また、地域移行への円滑な移行を構築し、教職員並びに生徒の負担軽減を図ります。

(3) 教育委員等の研修の充実

- ① 外部研修への参加、先進地視察を継続するとともに、すべての小・中学校訪問、あさひ保育園訪問を毎年行い、現状を把握して教育委員としての識見を高めます。
- ② 現状を把握するために、学校やPTA、町議会等関係団体との意見交換の場を積極的に設定します。
- ③ 社会教育委員、公民館運営審議会委員、青少年育成推進員等の役割を再確認し、外部の研修に積極的に派遣するなどして資質向上を図り、更なる社会教育・生涯学習の活性化につなげます。

(4) 子どもや地域住民の学びを支える教育委員会機能の充実

- ① 月1回の教育相談日の設定を継続するとともに、教育相談機関としての機能を強化し、保護者が相談しやすい体制を整備します。
- ② 事務局職員の専門性を高めるために、外部機関の研修会等に積極的に参加するとともに、OJTの実践を推進します。【再掲14-(3)-②】
- ③ 学校教育の充実のために、引き続き主幹兼指導主事を配置します。
- ④ 生涯学習の更なる充実を図るために、社会教育主事研修等に定期的に派遣します。【再掲14-(3)-③】
- ⑤ 町民及び各団体からの声に耳を傾けるために、教育委員会事務局の相談機能を強化し、実情に合った助言・支援等を行っていきます。
- ⑥ 近年減少傾向にある事務局職員体制について見直しを行い、町民のニーズに応えられる事務執行ができるよう充実を図ります。
- ⑦ 朝日町立義務教育学校（仮称）の創設に向けた準備を円滑に進めるため、教育委員会事務局に専任の職員を配置するよう努めます。

(5) 学校経営及び教育行政の点検・評価

- ① 学校評価を実施した結果を学校運営協議会に諮って学校運営に反映させるとともに、保護者や地域の方に公表することで学校への理解を深めます。
- ② 学校運営協議会において、学校の教育目標と経営方針を共有し、学校と地域住民が協働しながら、子どもたちの成長を支えます。【再掲1-(1)-①】
- ③ テーマを設けた熟議^{*3}等を通して、学校をめぐる諸問題に対して、地域とともに解決を目指す体制の充実を図ります。【再掲1-(1)-②】
- ④ 朝日町教育委員会事務事業の点検・評価を継続して実施し、議会への報告と町民への公表を行い、教育委員会の取組みを広く周知します。併せて、その結果に基づき、効率的に事業が実施できるように努めます。
- ⑤ 朝日町教育振興計画の達成状況については、毎年点検・評価を行い、本町の実施計画に反映させます。令和9年度には、第3次朝日町教育振興計画の策定を行います。なお、急激な環境変化に対応するために、緊急性のあるものについては、適宜変更していきます。

第2次朝日町教育振興計画の目標指数

第2次朝日町教育振興計画 目標指標一覧				
主要施策	目標指標	現況値 (全国又は県)	目標 (2022年)	目標 (2027年)
基本方針1 家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する				
1 朝日町コミュニティ・スクールの推進				
(1)	授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会がある児童生徒の割合	小学校 91.3% (73.0%) 中学校 80.3% (57.6%)	95.0%	100.0%
(2)	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことある児童生徒の割合	小学校 39.1% (44.0%) 中学校 76.8% (38.0%)	50.0%	85.0%
(3)	朝日町コミュニティ・スクールに参画した地域団体の数	0	12団体	40団体
2 ふるさと朝日町への愛情を育む教育の推進				
(1)	地域や社会の出来事に関心のある児童生徒の割合	小学校 76.1% (67.4%) 中学校 85.7% (66.0%)	80.0%	85.0%
(2)	今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 91.3% (82.7%) 中学校 85.7% (57.9%)	95.0%	90.0%
(3)	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	小学校 65.3% (64.8%) 中学校 84.0% (77.8%)	70.0%	75.0%
3 地域の教育力を高める取組みの推進				
(1)	町民の声を生かした事業(共催事業など)の実施数	9事業	15事業	20事業
(2)	地域青少年ボランティアサークルの会員数	22人	25人	25人
4 保小中連携・一貫の推進と交流促進				
(1)	他校種の研究授業等を参観した教職員の割合	76.9%	100.0%	100.0%
(2)	小小連携による学校行事等での合同学習の実施学年数	2	6	6
5 継続した特別支援教育の充実と推進				
(1)	障がいのある児童・生徒に対する個別の指導計画の作成率	100.0%	100.0%	100.0%
(2)	特別支援教育に係る研修に参加した教職員の割合	100.0%	100.0%	100.0%
6 家庭教育の充実				
(1)	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校 93.5% (96.5%) 中学校 98.2% (95.7%)	100.0%	100.0%
(2)	毎日同じくらいの時刻に寝ている・起きている児童生徒の割合	小学校 80.5% (86.2%) 中学校 84.0% (84.9%)	87.0%	90.0%
基本方針2 「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む				
7 「いのちの教育」の推進				
(1)	自分には良いところがあると思う児童生徒の割合	小学校 84.8% (80.1%) 中学校 80.3% (74.9%)	87.0%	90.0%
(2)	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学校 93.5% (92.6%) 中学校 94.7% (93.7%)	95.0%	97.0%
(3)	人が困っているときは、進んで助ける児童生徒の割合	小学校 89.2% (86.4%) 中学校 94.7% (87.2%)	93.0%	97.0%
(4)	学校の決まりを守っている児童生徒の割合	小学校 100.0% (94.4%) 中学校 94.7% (95.2%)	100.0%	100.0%
8 豊かな心を育む教育の推進				
(1)	読書が好きな児童生徒の割合	小学校 82.6% (78.5%) 中学校 73.2% (71.0%)	85.0%	85.0%
(2)	1日30分以上読書する児童生徒の割合	小学校 34.8% (37.7%) 中学校 37.6% (30.0%)	40.0%	45.0%
9 たくましい体を育む取組みの推進				
(1)	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する児童生徒の割合	小学校 82.6% (79.7%) 中学校 83.9% (74.6%)	87.0%	90.0%
(2)	学校給食の地産地消(県産品)の割合	小学校 49.1% 中学校 13.3%	50.0%	53.0%
基本方針3 社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する				
10 これからの社会を生き抜くための確かな学力の育成				
(1)	家庭学習を1日1時間以上行う児童(小学校)及び2時間以上する生徒(中学校)の割合	小学校 73.9% (72.9%) 中学校 48.2% (35.4%)	75.0%	75.0%
(2)	国語、算数・数学の内容がよくわかる児童生徒の割合	小学校 73.9% (81.4%) 中学校 83.0% (72.2%)	82.0%	85.0%
(3)	総合的な学習の時間で、課題を立て、情報を集め整理し、調べたことを発表するなどに取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 69.6% (73.3%) 中学校 78.5% (65.8%)	75.0%	80.0%
(4)	授業(算数・数学)で学んだことを他の学習や普段の生活で活かそうとしている児童生徒の割合	小学校 45.7% (69.9%) 中学校 62.5% (45.9%)	70.0%	75.0%

第2次朝日町教育振興計画の目標指数

主要 施策	目 標 指 標	現況値 (全国又は県)	目 標 (2022年)	目 標 (2027年)
11	グローバル化・情報化に対応した教育の充実			
	(1) 外国の人と友達になったり、外国のことをもっと知りたいと思う児童生徒の割合	小学校 76.0% (70.4%) 中学校 80.3% (64.3%)	80.0% 85.0%	90.0% 90.0%
	(2) ICT機器を活用した国語、算数等の授業を行っていた教職員数	47.7%	80.0%	90.0%
12	キャリア教育の推進			
	(1) 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 89.1% (87.2%) 中学校 92.9% (72.7%)	92.0% 95.0%	95.0% 95.0%
13	教職員研修の充実			
	(1) 外部(町外)での研修に参加した教職員の割合	82.7%	90.0%	100.0%
	(2) 他校種の研究授業等を参観した教職員の割合【再掲】	76.9%	100.0%	100.0%
基本方針4 潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する				
14	公民館(地区・自治)活動の一層の充実			
	(1) 町立公民館等の住民一人当たりの利用機会	7.3回	7.9回	8.5回
15	心豊かに生きるための生涯学習の充実			
	(1) 子育てに忙しい世代、成人男性対象の事業の実施数	1事業	3事業	5事業
	(2) 町民の声を生かした事業(共催事業など)の実施数【再掲】	9事業	15事業	20事業
	(3) 町立図書館の町民一人当たりの貸出冊数	2.4冊	3.0冊	3.5冊
16	芸術文化活動の推進			
	(1) 芸術文化活動団体等の活動成果の発表回数	3回	7回	10回
	(2) 創遊館ギャラリー等での作品展示回数	6回	10回	15回
17	郷土の宝を大切に活動の推進			
	(1) 小中学生が文化財について現地で学んだ回数	14回	25回	30回
	(2) 町史編集資料の発刊	34集まで発刊	36集まで発刊	39集まで発刊
18	団体活動への支援の充実			
	(1) Newアクション事業などきっかけに新たに生涯学習に取り組む団体数	4団体	6団体	8団体
	(2) 地域青少年ボランティアサークルの会員数【再掲】	22人	25人	25人
基本方針5 心身の健康を育む生涯スポーツを推進する				
19	誰もが楽しめるスポーツの推進			
	(1) 定期的な運動習慣がある人の割合	28.0%	30.0%	40.0%
	(2) 朝日ふれあいスポーツクラブ会員数	91名	95名	100名
20	競技力向上の取組みの推進			
	(1) 各種全国大会出場者の人数	21名	25名	25名
	(2) スポーツ少年団加入率(小学4年生以上中学生まで)	33.3% (10.4%)	33.3%	33.3%
	(3) スポーツ少年団指導者のうち認定員等の有資格者の割合	84.6% (73.5%)	90.0%	100.0%
21	スポーツを通じた地域活性化活動の推進			
	(1) アップル町民駅伝参加チーム数	10	10	10
	(2) ミズノ株式会社との連携事業の回数	7	15	—
基本方針6 安心安全な教育環境づくりにつとめる				
22	安心して学習できる教育環境の整備			
	(1) 学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	小学校 91.1% (86.3%) 中学校 94.7% (82.4%)	95.0% 97.0%	97.0% 97.0%
	(2) 学校管理下における事故災害等で負傷しなかった児童生徒の割合	97.1%	100.0%	100.0%
23	信頼される学校・教育行政の推進			
	(1) 学校は、教育方針等をわかりやすく伝えていていると感じている保護者の割合	91.2%	95.0%	98.0%
	(2) 学校は、保護者や地域の願いを学校経営に反映させていると感じる保護者の割合	84.5%	90.0%	95.0%
	(3) 学校は、学校だよりや授業参観を行い、積極的に学校の様子を知らせていると感じる保護者の割合	93.8%	95.0%	98.0%

資料

- 1 第2次朝日町教育振興計画策定委員会名簿
- 2 第2次朝日町教育振興計画の策定経過
- 3 朝日町教育振興計画策定委員会設置要綱
- 4 朝日町立小中学校のあり方に関する基本方針

1 第2次朝日町教育振興計画策定委員会名簿

役職名	委員氏名	備考
委員長	中井 義時	山形大学大学院教育実践研究科 准教授
委員長職務代理	長岡 信悦	町史編さん専門員、エコミュージアム協会理事 長、元小学校長
委員	佐竹 伸一	大江町立本郷東小学校長（常盤）
委員	堀 俊一	西川町立西川中学校長（真中）
委員	成原 千枝	社会教育活動実践家
委員	鈴木 良子	前教育委員
委員	鈴木 聡	保護者代表、スポーツ少年団指導者
委員	西澤亜希子	保護者代表、読書活動推進員

2 第2次朝日町教育振興計画の策定経過

年 月 日	会議名等	内 容
平成 29 年 1 月 25 日	朝日町教育委員会 1 月定例会	策定方針等の説明
平成 29 年 1 月 27 日	第 1 回教育振興計画策定委員会	策定委員の委嘱 委員長、職務代理者の選任 策定方針等の説明 前振興計画の検証結果の説明
平成 29 年 2 月 22 日	朝日町総合教育会議	進捗状況の説明
平成 29 年 2 月 24 日	第 2 回教育振興計画策定委員会	課題に対する意見集約
平成 29 年 5 月 23 日	第 3 回教育振興計画策定委員会	骨子案（第 1 章～第 3 章）について
平成 29 年 5 月 24 日	町校長会議	骨子案及び進捗状況の説明
平成 29 年 6 月 6 日	朝日町議会総務文教常任委員会	骨子案及び進捗状況の説明
平成 29 年 6 月 6 日	朝日町議会議員全員協議会	骨子案及び進捗状況の説明
平成 29 年 6 月 29 日	第 4 回教育振興計画策定委員会	骨子案（第 1 章～第 3 章）について
平成 29 年 7 月 18 日	第 5 回教育振興計画策定委員会	第 4 章基本方針 1 について
平成 29 年 8 月 23 日	第 6 回教育振興計画策定委員会	第 4 章基本方針 2・3 について
平成 29 年 9 月 7 日	朝日町議会総務文教常任委員会	
平成 29 年 9 月 8 日	朝日町議会議員全員協議会	
平成 29 年 9 月 25 日	第 7 回教育振興計画策定委員会	第 4 章基本方針 4・5・6 について
平成 29 年 10 月 12 日	第 8 回教育振興計画策定委員会	第 4 章全体の修正状況について
平成 29 年 11 月 1 日	町校長会議	第 4 章及び進捗状況の説明
平成 29 年 12 月 28 日 ～平成 30 年 1 月 17 日	パブリックコメント (HP 等で振興計画案を公開)	広く町民から意見を募集 →寄せられた意見はなし
平成 30 年 2 月 8 日	第 9 回教育振興計画策定委員会	目標指標について 全体の修正状況について 教育委員会に計画を答申
平成 30 年 2 月 15 日	教育委員会 2 月定例会	第 2 次教育振興計画について
平成 30 年 2 月 23 日	町校長会議	第 2 次教育振興計画について
平成 30 年 2 月 28 日	朝日町議会議員全員協議会	第 2 次教育振興計画について
令和 4 年 12 月 27 日	教育委員会 12 月定例会	見直し方針等について
令和 5 年 1 月 24 日	教育委員会 1 月定例会	第 2 次教育振興計画の見直しについて
令和 5 年 2 月 16 日	第 2 次教育振興計画評価委員会	第 2 次教育振興計画の見直しについて
令和 5 年 2 月 28 日	教育委員会 2 月定例会	第 2 次教育振興計画の見直しについて
令和 5 年 3 月 7 日	朝日町議会議員全員協議会	第 2 次教育振興計画の見直しについて

3 朝日町教育振興計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町教育振興計画策定を行う朝日町教育振興計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会の諮問に応じ、朝日町教育振興計画の策定を行い本町の教育を円滑に推進するため、朝日町教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)朝日町教育振興計画策定に関すること。
- (2)その他計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長はあらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から朝日町教育振興計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育文化課で処理する。

(補則)

第10条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

4 朝日町立小中学校のあり方に関する 基本方針

1 経緯及び推進計画の作成について

現在、朝日町では第6次朝日町総合発展計画（2018～2027）を推進しています。その「学校教育」分野において、町の現状を次のように述べています。

朝日町では、地域社会が一体となって子どもたちの教育に関わり、各学校は地域の宝を活かした特色ある学びを展開するなど、地域に根ざした教育活動を進めてきました。

今後、少子高齢化の進行は避けられないと考えられ、より一層学校・家庭・地域が連携を深めていくことが不可欠です。特に、朝日町の魅力である豊かな自然や人のつながりを活用した、地域と連携した学びによって、地域に愛着を持って地域のために行動する人が増えることを期待しております。

また少子化の進行により学校規模が小さくなっており、少人数でのデメリットを補うとともに少人数ならではのメリットを最大限生かし、きめ細かな教育ができるよう教育環境を整備し、グローバル化などの社会変化への対応力を持ち、郷土を思い、自尊感情にあふれ、未来を拓くたくましい人づくりを推進していかねばなりません。

これからがんばること

- 幼児期から、一貫した方針のもと、自然環境・地域を活かした学びに取り組む
- 地域との関わりの中で自主性を育む
- チャレンジし続けるたくましい子どもを育てる

また、この第6次朝日町総合発展計画の策定と軌を一にして、第2次朝日町教育振興計画の策定も行われました。本計画の策定にあたっては、現代社会の状況をしっかり見据え、国や県の教育の方向を認識しながらも、「朝日町らしさ」を根底においた教育ビジョンが述べられています。

基本目標

「ふるさと朝日町を思い 自信と誇りに満ち 未来を拓く たくましい人づくり」

基本方針

- 1 家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する
- 2 「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む
- 3 社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する
- 4 潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する
- 5 心身の健康を育む生涯スポーツを推進する
- 6 安心安全な教育環境づくりに努める

2つの計画の中間見直しの時期にあたる今年度に向けて、「朝日町における今後の学校の在り方」について、その方向性を定めるために「あさひまち未来の学校検討委員会」が設置され、5回の開催を経て「朝日町小中学校のこれからの望ましいあり方」の答申書が教育長へ提出されました。

答申内容には、これまでの検討内容や町民アンケートをもとに、小学校と中学校が一つになり、義務教育9年間を一貫した教育目標のもとで行われる「施設一体型義務教育学校」を創設することが望ましいという考えが述べられています。

2 朝日町の小中学校のあり方

検討委員会答申書内容を踏まえ、これまで取り組んできた保小中連携をさらに前進させ、現在の3つの小学校と1つの中学校をひとつにした義務教育9年間を一貫した教育目標のもとで行われる「義務教育学校」を創設します。

3 義務教育学校設置の意義

朝日町では、保育園から小学校及び中学校における子どもの成長と学びが滑らかに接続するように保小中連携・一貫の推進を図ってきました。

第2次朝日町教育振興計画に沿って、「未来を拓くたくましいあさひっ子」を基本目標に掲げ、郷土愛と国際性をもつ児童・生徒の育成のため、保育園・小学校・中学校が連携・一貫教育により、2つの柱「英語学習・国際理解教育」「ふるさと学習・郷土教育」を軸とし、外国語活動・外国語教育、生活科・総合的な学習の時間において実践してきました。

英語学習・国際理解教育では、町独自の国際交流推進員の雇用に加えALTの配置を行い、保育園・小・中学校の12年間一貫した英語学習・国際理解教育に取り組む「英語教育CAN-DOリスト」に基づき、グローバル化や情報化に対応した教育の充実を図っております。異文化との交流や体験を通して、豊かな国際感覚と積極的に未来を創造することを目的として、中学生海外派遣事業や小学生6年生の合同修学旅行での外国語研修を行うなど一貫した教育に取り組んでおります。このような教育を通して、子どもたちには、校内活動において日常での英会話を活用したり、何事にも積極的に取り組んだりする姿勢が育まれております。

ふるさと学習・郷土教育では、「郷土学習カリキュラム」を作成し、保育園・小学校・中学校の12年間一貫した郷土学習に取り組み、探究的に学ぶ態度と郷土を愛する心を育てております。全国学力学習状況調査では、地域とのつながりに関する項目「地域行事に参加している」や、地域・社会貢献意識に関する項目「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある」について、山形県や全国平均を上回る結果となっており取り組みの成果が表れているものと考えられます。また、町内全ての小・中学校においてコミュニティスクールを導入し、学校と家庭・地域が課題を共有し知恵を出し合いながら、朝日町だからできる魅力ある教育にも取り組んでいるところであります。

保小中連携・一貫の取り組みで一定の成果を収めている中、今後の児童・生徒数の推移や時代の変化に伴い、小中の連携をさらに深めていく必要があります。各学校のコミュニティスクールで培った世代間の交流促進や、町内みんなで子どもの教育に関わる体制の強化も不可欠であります。

朝日町らしい「きらりとひかる学校・地域」を実現するためには、地域の方と共に町の宝である子どもたちを「みんなの手で育てる」意識を醸成しながら、これまでの取り組みを前進させ、義務教育期間全体を一貫した教育目標のもとで行われる「義務教育学校」を創設し、社会に貢献できる人材の育成を目指します。

4 学校を核としたスクールコミュニティ構想

平成30年より取り組んできたコミュニティースクールを拡充し、地域の方が地域学校活動に積極的に参画できるように働きかけるとともに、これまで築いた地域の方との関係を活かし、施設開放による生涯学習など、夜間や休日などの学校教育として使われていない学校施設を地域に開放することで、学校を核とした地域コミュニティをつくるスクールコミュニティ構想を進めます。

5 設置と形態

(1) 設置基準

朝日町立小中学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（今後公布予定）により、朝日町立小中学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月町条例第19号）が改正され、「朝日町立義務教育学校（仮称）」の設置が決定されます。

(2) 学校の形態

朝日町立義務教育学校（仮称）は、学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に基づく「義務教育学校」として設置されます。

6 設置場所と開校予定

(1) 設置場所

朝日町立義務教育学校（仮称）の建設予定地は、現在の朝日中学校の学校用地を活用することを軸に検討していきます。

(2) 開校予定

朝日町立義務教育学校（仮称）の開校については、朝日町立小中学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則により、西五百川小学校、宮宿小学校、大谷小学校及び朝日中学校を廃止し、新たに朝日町立義務教育学校（仮称）を設置する期日予定を「令和10年4月1日」とします。児童生徒数は、前期課程（6年間）が158名、後期課程（3年間）が95名の計253名、学級数については各学年1クラスの9学級と特別支援学級を予定しています。

7 学区域

朝日町立義務教育学校（仮称）の学区域は、西五百川小学校、宮宿小学校、大谷小学校の通学区域を合わせた区域となり、朝日中学校の通学区域と同じになります。

8 今後の推進計画

別紙「検討部会における検討事項と担当作業部会及び年度スケジュール」参照

～ 参考資料 ～

○朝日町立小中学校の設置及び管理に関する条例

昭和 58 年 3 月 31 日 条例第 9 号

朝日町立小中学校の設置及び管理に関する条例

朝日町立小中学校の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年 3 月 町条例第 19 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の規定による小学校及び中学校の設置並びに管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 小学校及び中学校を次のとおり置く。

(1) 小学校

名称	位置
朝日町立西五百川小学校	朝日町大字常盤い 181 番地 1
〃 宮宿小学校	〃 宮宿 1021 番地
〃 大谷小学校	〃 大谷 1147 〃

(2) 中学校

名称	位置
朝日町立朝日中学校	朝日町大字宮宿 108 番地

(使用の許可)

第 3 条 小学校及び中学校(以下「学校」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用許可について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 4 条 次の各号の一に該当すると認められるときは、その使用を許可しない。

- (1) 学校の授業又は諸行事に支障があると認めるとき、若しくは、公安を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は付属設備等を汚損、若しくはき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第 5 条 学校の使用料金は、[別表](#)の区分により前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 公共団体又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育団体が使用するとき。
- (2) その他特別の事情があると認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由によつて使用不能となつたとき。
- (2) 公益上の必要で使用前に使用許可を取消しされたとき。
- (3) その他特別の事情があると認めるとき。

(使用許可の取消、停止等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その許可を取消し又は使用を変更し、停止することができる。

- (1) 教育上支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 使用目的又は条件、若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (4) 公益上又は公用上必要を生じたとき。
- (5) 施設及び付属物をき損するおそれがあると認めるとき。
- (6) その他教育委員会において特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によつて損害が生じることがあつても町長はその責を負わない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、建物又は付属設備等を汚損、き損、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は教育委員会が定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月25日条例第21号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月26日条例第16号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第13号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表

朝日町立小中学校使用料

単位(円)

学校名	使用施設区分	使用料(4時間以内)	
		基本料金	追加(1時間)
西五百川小学校	屋内運動場	1,250	310
大谷小学校	屋内運動場	1,250	310
宮宿小学校	屋内運動場	1,250	310
朝日中学校	屋内運動場	2,510	620
	武道館	830	200
	庭球場	570	

基本料金は午前9時から正午、午後1時から午後5時、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とする。
午前と午後にわたる使用で4時間以内の場合は基本料金とする。
朝日中学校の屋内運動場を片面使用の場合使用料を2分の1とする。
暖房を使用する場合は、暖房料として別途 600 円を加算する。ただし、使用料減免団体の暖房料は2分の1とする。
その他必要な経費については協議のうえ決定する。